

武蔵村山市第五次長期総合計画前期基本計画の検討資料

グラフや統計の数値等は、今後、検討を進める中で最新のデータを整理し、調整します。

第2編 前期基本計画

現行基本計画

第2章 安心していきいきと暮らせるまちづくり

第2節健康・医療

1 健康づくり

●現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。一方で、近年、若者を中心に危険ドラッグの乱用が社会問題となっており、健康被害のリスクが高まっています。

平成26年度の本市の主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約36.2%となっています(表2-4参照)。

医療技術の進歩により平均寿命は更に延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病(がん・心臓病・脳卒中等)が増加しています。このような状況の中、本市では、子どもから高齢者までを対象とした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見を図っています。

また、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援を推進することが重要です。本市では、総合体育館やかたくりの湯等を拠点としてスポーツ教室や健康づくり教室等が定期的開催されています。

今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表2-4 平成26年度主要死因別死亡者数

死 因	死亡者数(人)	死 因	死亡者数(人)
結 核	-	慢性閉塞性肺疾患	7
悪 性 新 生 物	214	喘 息	2
糖 尿 病	7	肝 疾 患	11
高 血 圧 性 疾 患	-	腎 不 全	6
心 疾 患	91	老 衰	19
脳 血 管 疾 患	59	不 慮 の 事 故	7
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	3	自 殺	12
肺 炎	48	そ の 他 の 全 死 因	105
総 数			591

出典 多摩立川保健所資料

●基本方針

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

次期基本計画案

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節健康・医療

1 健康づくり

●現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。一方で、近年、若者を中心に危険ドラッグの乱用が社会問題となっており、健康被害のリスクが高まっています。

平成30年の本市における主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約31.0%となっています(表2-4参照)。

医療技術の進歩により平均寿命は更に延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病(がん・心臓病・脳卒中等)が増加しています。このような状況の中、本市では、子どもから高齢者までを対象とした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見を図っています。

また、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援を推進することが重要です。本市では、総合体育館や保健相談センター等を拠点としてスポーツ教室や健康づくり教室等が定期的開催されています。

今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表2-4 平成30年度主要死因別死亡者数・死亡割合

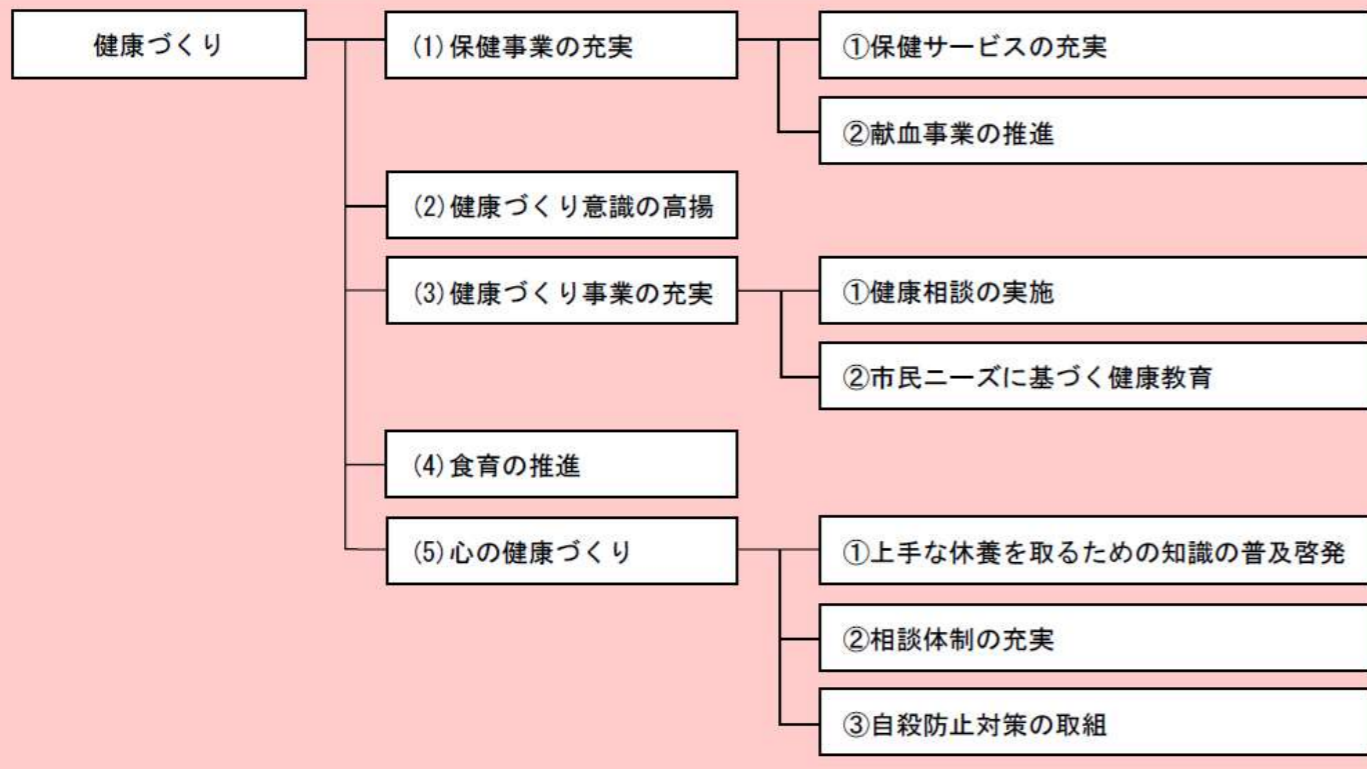
死 因	死亡者数(人)	総数に対する割合(%)	死 因	死亡者数(人)	総数に対する割合(%)
悪 性 新 生 物	219	31.0	慢性閉塞性肺疾患	9	1.3
糖 尿 病	11	1.6	肝 疾 患	12	1.7
心疾患(高血圧性を除く)	100	14.2	腎 不 全	15	2.1
高 血 圧 性 疾 患	3	0.4	老 衰	42	6.0
脳 血 管 疾 患	47	6.7	不 慮 の 事 故	15	2.1
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	12	1.7	自 殺	16	2.2
肺 炎	45	6.4	そ の 他	159	22.6
総 数					705

出典 多摩立川保健所資料

●基本方針

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成 29 年度から平成 33 年度まで）

●施策の内容

(1) 保健事業の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①保健サービスの充実	<p>疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。</p> <p>他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。</p>	<p>○各種健康診査・相談事業の実施</p> <p>○<u>家庭訪問</u>の実施</p>	健康推進課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度まで）

●施策の内容

(1) 保健事業の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①保健サービスの充実	<p>疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。</p> <p>他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。</p> <p><u>また、乳幼児の障害の早期発見や健全な発育、育成を図るため、各種健康診査・相談業務などを実施し、きめ細やかな保健サービスの充実に努めます。</u></p>	<p>○各種健康診査・相談事業の実施</p> <p>○<u>健康教室</u>の実施</p> <p>○<u>各種健康診査・相談業務の実施</u></p> <p>○<u>家庭訪問の実施</u></p>	<p>健康推進課</p> <p><u>子ども子育て支援課</u></p>

②献血事業の推進	日本赤十字社等との連携を図りながら、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。	○献血車による献血事業の推進	健康推進課
----------	---	----------------	-------

②献血事業の推進	日本赤十字社等との連携を図りながら、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。	○献血車による献血事業の推進	健康推進課
----------	---	----------------	-------

(2) 健康づくり意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
健康づくり意識の高揚	広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図るとともに、食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。今後も健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、保健事業予定表、広報紙及びホームページの内容の充実を図り、健康づくりの周知に努めます。	○広報紙、ホームページ等による情報提供	健康推進課

(2) 健康づくり意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
健康づくり意識の高揚	広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図るとともに、食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。今後も健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、保健事業予定表、広報紙及びホームページの内容の充実を図り、健康づくりの周知に努めます。	○広報紙、ホームページ等による情報提供	健康推進課

(3) 健康づくり事業の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①健康相談の実施	健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。	○保健師・栄養士による健康相談の実施	健康推進課
②市民ニーズに基づく健康教育	各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。	○ヘルシーSlim教室の実施 ○骨粗しょう症予防教室の実施 ○ヨガ体操・ピラティス・ <u>フットケア教室</u> の実施	健康推進課

(3) 健康づくり事業の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①健康相談の実施	健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。	○保健師・栄養士・ <u>歯科衛生士</u> による健康相談の実施	健康推進課・ <u>子ども子育て支援課</u>
②市民ニーズに基づく健康教育	各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。	○ <u>健康寿命をのばそう教室</u> の実施 ○骨粗しょう症予防教室の実施 ○ヨガ体操・ <u>肩こり腰痛予防・ウォーキング教室</u> 、 <u>健康づくり生き生き運動塾</u> の実施	健康推進課

(4) 食育の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
食育の推進	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 <u>また、食育推進ネットワーク協議会等を運営し、食育推進ネットワークの充実を図ります。</u>	○食育に関する事業の推進 ○関係機関等とのネットワークの充実	健康推進課

(5) 心の健康づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①上手な休養を取るための知識の普及啓発	働き盛りの世代を主な対象として、心を休め、質の良い睡眠をとる方法など、ライフステージに合わせた上手な休養の取り方に関する知識の普及啓発に努めます。	○広報紙、ホームページ等による普及啓発	健康推進課
②相談体制の充実	家庭・地域などにおける心の健康づくりに関する相談を受けられる体制づくりを推進します。	○ <u>精神保健福祉相談</u> の実施	健康推進課
③自殺防止対策の取組	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成を促進します。	○ゲートキーパーの養成	健康推進課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	各種がん検診の受診者数	6,394 人/年(H26) (前期計画)―	8,000 人/年(H32) (前期計画)7,310 人
指標 2	健康教室の参加者数	425 人/年(H26) (前期計画)460 人	660 人/年(H32) (前期計画)660 人
指標 3	ゲートキーパーの養成数	94 人(H26)	280 人(H32)

(4) 食育の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
食育の推進	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。	○食育に関する事業の推進 ○関係機関等とのネットワークの充実	健康推進課・ <u>子ども子育て支援課</u> ・ <u>学校給食課</u>

(5) 心の健康づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①上手な休養を取るための知識の普及啓発	働き盛りの世代を主な対象として、心を休め、質の良い睡眠をとる方法など、ライフステージに合わせた上手な休養の取り方に関する知識の普及啓発に努めます。	○広報紙、ホームページ等による普及啓発	健康推進課
②相談体制の充実	家庭・地域などにおける心の健康づくりに関する相談を受けられる体制づくりを推進します。	○ <u>健康相談</u> の実施	健康推進課
③自殺防止対策の取組	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成を促進します。	○ゲートキーパーの養成	健康推進課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	各種がん検診の受診者数	<u>6,922 人/年(R1)</u>	<u>8,000 人/年(R7)</u>
指標 2	健康教室の参加者数	<u>164 人/年(R1)</u>	<u>304 人/年(R7)</u>
指標 3	ゲートキーパーの養成数	<u>266 人(R1)</u>	<u>430 人(R7)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

3 医療・救急

●現状と課題

本市内の医療施設は、平成 25 年 10 月 1 日現在で、一般病院 4 か所、診療所 26 か所があり、延べ 105 の診療科目(歯科を除く)で運営されています(表 2-7 参照)。

救急車の出動回数は、平成 27 年には 3,793 回を数え、救護人員も 3,423 人となっています(図 2-6 参照)。

救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格を生かし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っています。

また、休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて対応しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。

今後も、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるよう、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を推進する必要があります。

また、新型インフルエンザ等の新感染症による爆発的感染拡大(パンデミック)の防止等も重要であることから、平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等行動対策計画」に基づき、状況に応じた措置対応に努めるとともに、平時からの対応能力を高める必要があります。

表 2-7 市内所在診療科目の内訳(歯科を除く) (平成 25 年 10 月 1 日現在)

科 目	病院・診療所数	科 目	病院・診療所数
内 科	23	整 形 外 科	7
呼 吸 器 内 科	5	小 児 外 科	1
消 化 器 ・ 胃 腸 内 科	7	産 婦 人 科	1
循 環 器 内 科	6	産 科	—
小 児 科	15	婦 人 科	2
精 神 科	—	眼 科	5
ア レ ル ギ ー 科	2	耳 鼻 い ん こ う 科	2
神 経 内 科	2	皮 膚 科	6
リ ウ マ チ 科	1	泌 尿 器 科	4
外 科	5	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	6
脳 神 経 外 科	—	放 射 線 科	3
消 化 器 ・ 胃 腸 外 科	—	麻 酔 科	2
総 数			105

出典 東京都福祉保健局資料(東京都の医療施設)

2 医療・救急

●現状と課題

本市内の医療施設は、平成 30 年 10 月 1 日現在で、一般病院 4 か所、診療所 25 か所があり、延べ 112 の診療科目(歯科を除く)で運営されています(表 2-7 参照)。

救急車の出動回数は、令和元年には 4,008 回を数え、救護人員も 3,740 人となっています(図 2-6 参照)。

救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っています。今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。

また、休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて対応しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。

今後も、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるよう、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を推進する必要があります。

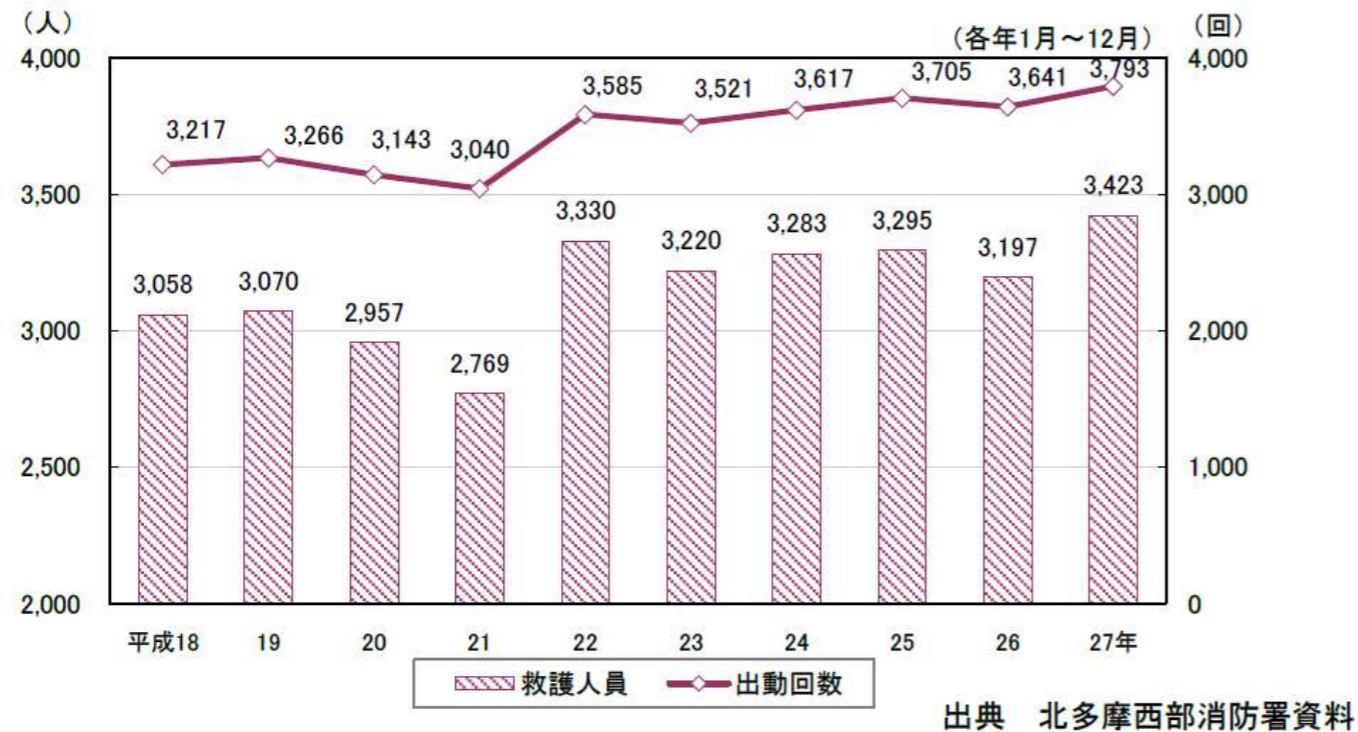
また、新型コロナウイルス感染症が、世界各地で感染拡大しており、日本国内でも爆発的感染拡大(パンデミック)の防止等が重要となっています。新型コロナウイルスに限らず、新たな感染症等が発生した場合に備え、平成 27 年 3 月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

表 2-7 市内所在診療科目の内訳(歯科を除く) (平成 30 年 10 月 1 日現在)

科 目	病院・診療所数	科 目	病院・診療所数
内 科	25	整 形 外 科	7
呼 吸 器 内 科	4	小 児 外 科	—
消 化 器 ・ 胃 腸 内 科	6	産 婦 人 科	1
循 環 器 内 科	4	産 科	—
小 児 科	15	婦 人 科	2
精 神 科	1	眼 科	6
ア レ ル ギ ー 科	3	耳 鼻 い ん こ う 科	2
神 経 内 科	3	皮 膚 科	9
リ ウ マ チ 科	2	泌 尿 器 科	5
外 科	5	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	6
脳 神 経 外 科	—	放 射 線 科	3
消 化 器 ・ 胃 腸 外 科	1	麻 酔 科	2
総 数			112

出典 東京都福祉保健局資料(東京都の医療施設)

図 2-6 救急車出動状況の推移



●基本方針

誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるよう「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進し、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。
また、国や東京都と連携し、新型インフルエンザ等の新感染症に対する適正な対応を図ります。

●施策の体系

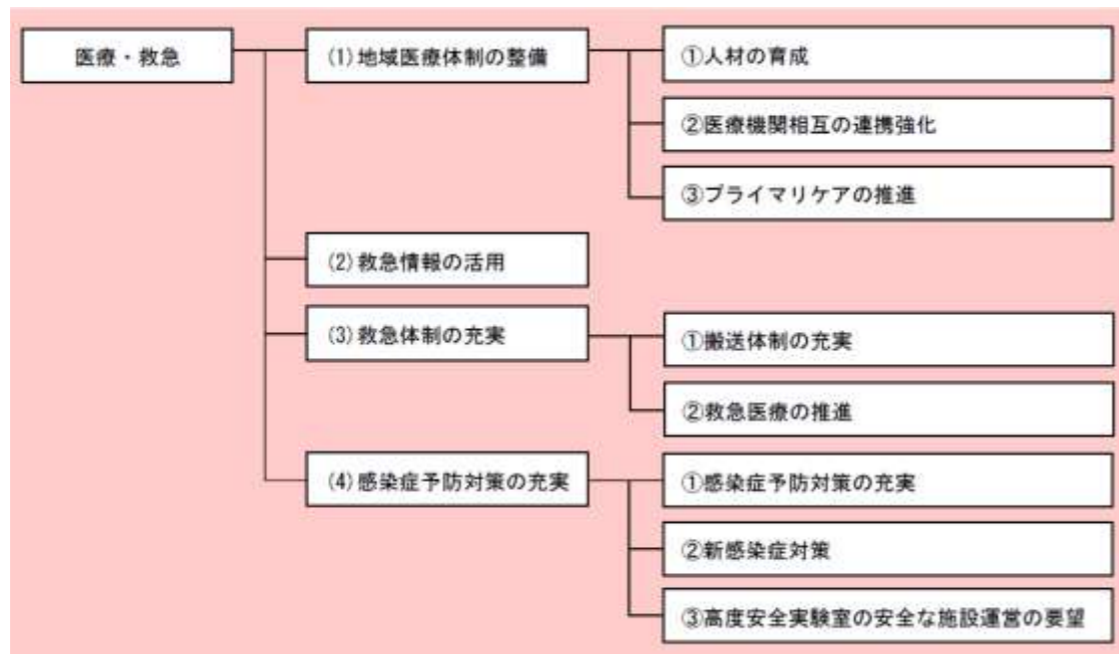


図 2-6 救急車出動状況の推移

グラフ作成中

(各年1月～12月)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出動回数(回)	3,848	3,888	3,996	4,008
救護人員(人)	3,501	3,596	3,671	3,740

出典 北多摩西部消防署資料

●基本方針

誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるよう「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。
また、国や東京都と連携し、新型インフルエンザ等の新感染症に対する適正な対応を図ります。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成29年度から平成33年度まで）
 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月改定）
 武蔵村山市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）（平成28年3月改定）

●施策の内容

(1) 地域医療体制の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①人材の育成	保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。	○保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質向上の推進	健康推進課
②医療機関相互の連携強化	地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。	○医師会等関係機関との連携	健康推進課
③プライマリケアの推進	「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりの推進に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実に努めます。	○総合医の充実、推進	健康推進課

(2) 救急情報の活用

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
救急情報の活用	高齢者や障害のある人の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器「救急医療情報キット」を配布し、その情報を救急医療に生かします。	○救急医療情報キットの配布	高齢福祉課・障害福祉課

(3) 救急体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①搬送体制の充実	災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実に要請するとともに、	○救急搬送体制の充実要請 ○消防団女性部による救急救命技術の普及 ◎防災士養成研修の開催【再掲】	健康推進課 防災安全課

●関連する計画等

武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）
 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月改定）
 武蔵村山市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）（平成28年3月改定）

●施策の内容

(1) 地域医療体制の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①人材の育成	保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。	○保健師、栄養士、歯科衛生士等の資質向上の推進	健康推進課・ <u>子ども子育て支援課</u>
②医療機関相互の連携強化	地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。	○医師会等関係機関との連携	健康推進課・ <u>子ども子育て支援課</u>
③プライマリケアの推進	「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」づくりの推進に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実に努めます。	○総合医の充実、推進	健康推進課・ <u>子ども子育て支援課</u>

(2) 救急情報の活用

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(2) 救急体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①搬送体制の充実	災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実に要請するとともに、 <u>消防団において</u>	○救急搬送体制の充実要請 ○消防団による救急救命技術の普及 ◎ <u>消防団員の応急手当普及員の養成</u>	健康推進課 防災安全課

	市 民への救命救急技術の普及に努めます。		
②救急医療の推進	診療時間外(夜間・休日)の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、市医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者に対応するため、救急医療機関との連携を推進します。	○救急医療機関との連携 ○休日・休日準夜診療事業の実施	健康推進課

	<u>できる人材を増やすことで</u> 、市民への救命救急技術の普及に努めます。		
②救急医療の推進	診療時間外(夜間・休日)の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、市医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者に対応するため、救急医療機関との連携を推進します。	○救急医療機関との連携 ○休日・休日準夜診療事業の実施	健康推進課

(4) 感染症予防対策の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①感染症予防対策の充実	感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、予防接種情報システムを運用し、接種率の向上を図ります。また、新型インフルエンザ等の新感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。	○予防接種事業の拡充 ◎予防接種情報システムの活用 ○感染症についての啓発活動 ○新感染症に対応する医療体制の充実	健康推進課
②新感染症対策	平成27年3月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努めるとともに、 <u>業務継続計画を改定し</u> 、大流行時においても、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないよう、優先すべき事業を定め、必要な人員を確保します。	○業務継続計画の改定	健康推進課
③高度安全実験室の安全な施設運営の要望	国立感染症研究所村山庁舎のBSL4施設については、万全の安全対策や当該施設の市外適地への移転について引き続き要望します。 また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会へ引き続き市職員を派遣し、施設運営についての確認を行います。	○万全の安全対策と施設移転の要望 ◎関係機関との情報共有・連絡体制の確立	企画政策課

(3) 感染症予防対策の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①感染症予防対策の充実	感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、予防接種情報システムを運用し、接種率の向上を図ります。また、新型インフルエンザ等の新感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。	○予防接種事業の拡充 ○予防接種情報システムの活用 ○感染症についての啓発活動 ○新感染症に対応する医療体制の充実	健康推進課
②新感染症対策	平成27年3月に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「 <u>業務継続計画(新型インフルエンザ等編)</u> 」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、 <u>感染症予防対策を講じながらも</u> 、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないよう、優先すべき事業を定め、必要な人員を確保します。	◎ <u>新型コロナウイルス感染症への対応</u>	健康推進課・ <u>関係各課</u>
③高度安全実験室の安全な施設運営の要望	国立感染症研究所村山庁舎のBSL4施設については、万全の安全対策や当該施設の市外適地への移転について引き続き要望します。 また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会へ引き続き市職員を派遣し、施設運営についての確認を行います。	○万全の安全対策と施設移転の要望 ○関係機関との情報共有・連絡体制の確立	企画政策課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	応急手当普及員資格取得者数	<u>5 人(H26)</u>	<u>10 人以上(H32)</u>
指標 2	予防接種、結核検診の実施者数	22,969 人/年(H26) (前期計画)12,918 人	24,000 人/年(H32) (前期計画)14,000 人

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	応急手当普及員資格取得者数	<u>7 人(R1)</u>	<u>25 人(R7)</u>
指標 2	予防接種、結核検診の実施者数	<u>21,820 人/年(H30)</u>	<u>24,000 人/年(R7)</u>

4 社会保障制度

●現状と課題

《国民健康保険》

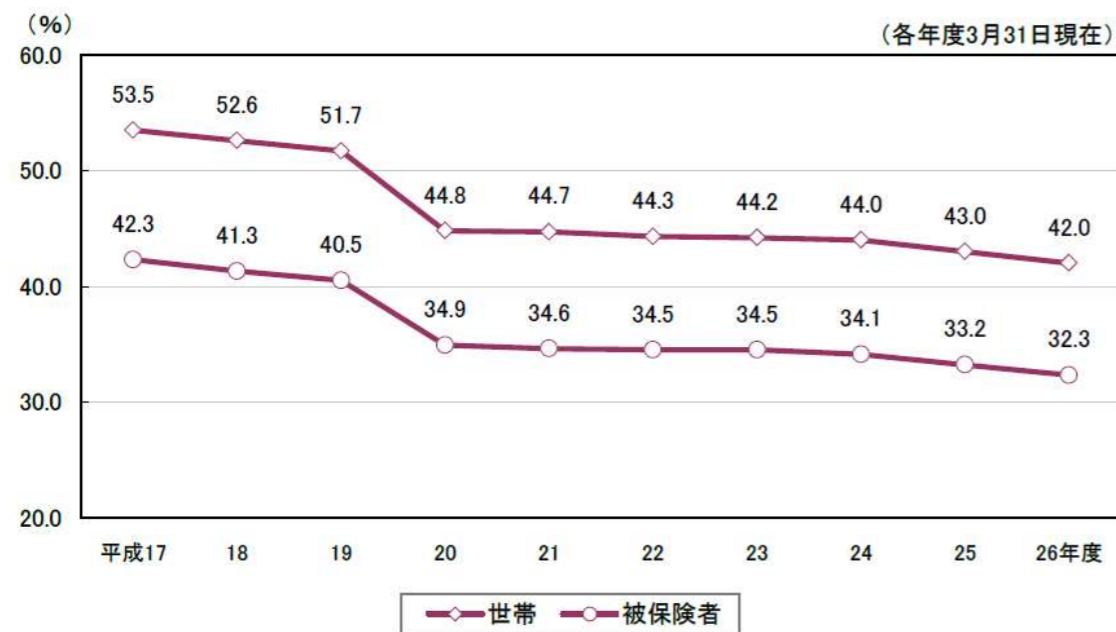
国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。

しかしながら、現状は、高齢化の進展、医療の高度化等により被保険者一人当たりの医療費が年々増加していく傾向にあること、税負担能力の比較的低い層を抱える構造であることなどにより、その事業運営は大変厳しく、毎年度一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を保っている状況にあります。

今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していくため、適宜適切な国民健康保険税の見直し及び収納率の向上を図るとともに、レセプトデータ及び特定健康診査データの分析に基づき、本市の地域特性及び被保険者の健康課題を把握し、効果的な生活習慣病等の予防対策等を実施することで、医療費の適正化を図る必要があります。

また、国民健康保険制度の安定化を図ることを目的に、平成 30 年度から、その財政運営の責任主体を東京都とし、市との共同運営とする制度改革が行われるため、的確に対応する準備を進める必要があります。

図 2-7 国民健康保険加入者割合の推移



出典 保険年金課資料

3 社会保障制度

●現状と課題

《国民健康保険》

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。

平成30年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、高齢化の進展、医療の高度化等により被保険者一人当たりの医療費が年々増加していく傾向にあること、税負担能力の比較的低い層を抱える構造であることなどにより、その事業運営は大変厳しく、毎年度一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を保っている状況にあります。

今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、国保財政健全化計画に基づき、令和11年度を目途に一般会計からの赤字繰入金を解消するため、適宜適切な国民健康保険税を見直すとともに、有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。また、レセプトデータ及び特定健康診査データの分析に基づき、本市の地域特性及び被保険者の健康課題を把握し、特定健康診査の受診率の向上に資する取組等を実施することにより、生活習慣病等の早期発見・重症化予防に努めるとともに、効果的・効率的な保健事業を実施し、医療費の適正化を図る必要があります。

図 2-7 国民健康保険加入者割合の推移

グラフ作成中

(各年度 3 月 31 日現在)

年度	加入者		加入率		人口 (人)	世帯数 (世帯)
	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者 (%)	世帯 (%)		
平成 22 年度	24,709	12,963	34.5	44.3	71,625	29,240
平成 23 年度	24,796	13,080	34.5	44.2	71,896	29,592
平成 24 年度	24,534	13,095	34.1	44.0	71,975	29,761
平成 25 年度	23,937	12,938	33.2	43.0	71,991	30,086
平成 26 年度	23,256	12,751	32.3	42.0	71,984	30,354
平成 27 年度	21,949	12,320	30.4	40.1	72,165	30,719
平成 28 年度	20,106	11,595	27.8	37.3	72,275	31,084
平成 29 年度	18,770	11,052	25.9	35.1	72,510	31,445
平成 30 年度	17,791	10,712	24.6	33.8	72,443	31,688
令和元年度	集計中					

出典 保険年金課資料

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度の円滑な事務処理を推進するとともに、健康診査の受診率を向上させる必要があります。

《国民年金》

国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、市民が安心して生活が続けられるよう、特に若年者層への制度の周知をより一層推進していく必要があります。

また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者については、関係機関と連携を図りながら、保険料の免除や納付猶予制度の周知及び一層の充実を図っていく必要があります。

図 2-8 国民年金加入者の推移



出典 保険年金課資料

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度の円滑な事務処理を推進するとともに、健康診査の受診率を向上させる必要があります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に運用するための検討を行い、事業を実施していく必要があります。

《国民年金》

国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、市民が安心して生活が続けられるよう、特に若年者層への制度の周知をより一層推進していく必要があります。

また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者については、関係機関と連携を図りながら、保険料の免除や納付猶予制度の周知及び一層の充実を図っていく必要があります。

図 2-8 国民年金加入者の推移

グラフ作成中

年度	第 1 号被保険者		第 3 号被保険者	加入者合計	受給権者数
	強制加入者	任意加入者			
平成 27 年度	11,136	184	5,804	17,124	16,990
平成 28 年度	10,747	127	5,106	15,980	17,432
平成 29 年度	10,245	118	5,120	15,483	19,948
平成 30 年度	9,982	94	5,023	15,099	18,314
令和元年度	集計中				

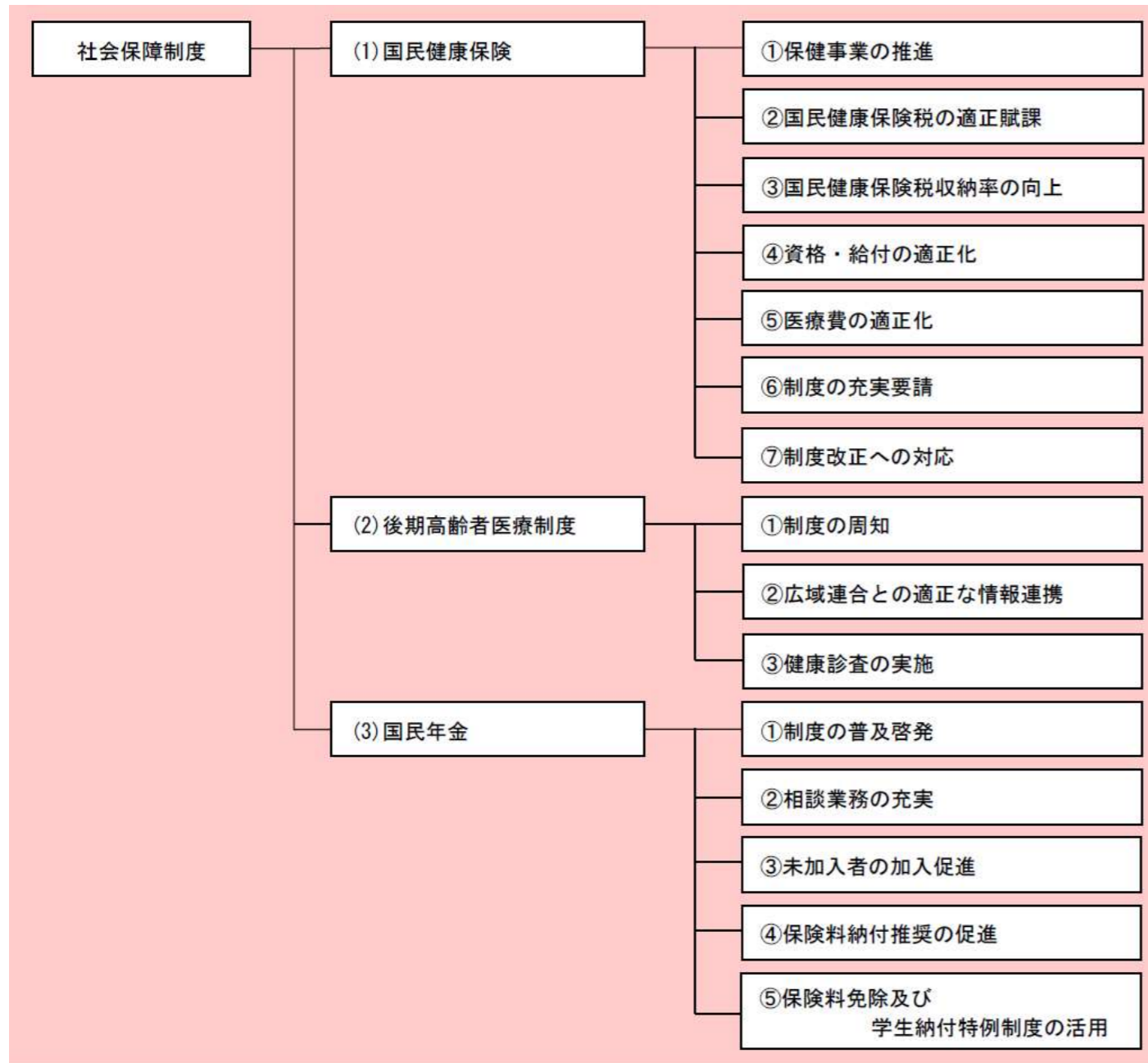
出典 保険年金課資料

●基本方針

国民健康保険制度については、レセプトデータ及び特定健康診査データの分析を行い医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進を図り、制度の充実を図るため、関係機関との連携強化に努めます。

●施策の体系



●関連する計画等

[第2期武蔵村山市特定健康診査等実施計画（計画期間：平成25年度から平成29年度まで）](#)
[武蔵村山市国民健康保険データヘルス計画（計画期間：平成27年度から平成29年度まで）](#)

●基本方針

国民健康保険制度については、レセプトデータ及び特定健康診査データの分析を行い医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課をすることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進を図り、制度の充実を図るため、関係機関との連携強化に努めます。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

[武蔵村山市国民健康保険 第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画（計画期間：平成30年度から令和5年度まで）](#)

●施策の内容
(1) 国民健康保険

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①保健事業の推進	国民健康保険制度に対する被保険者の認識を深めるとともに、健康管理に対する自覚と意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット等により、制度の趣旨、内容等を広く周知します。また、健康管理の促進、疾病予防等を目的としたパネル展等を引き続き実施するとともに、40歳以上の被保険者の人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。	○広報紙、パンフレット等による制度の周知 ○パネル展の実施 ◎人間ドック等費用の一部助成	保険年金課
②国民健康保険税の適正賦課	_____ 負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。	○適正な国民健康保険税の賦課	保険年金課
③国民健康保険税収納率の向上	国民健康保険税の口座振替を推進するため、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスによる収納率の向上に努めます。 収納対策の強化の一環として、職員が行っている電話による納付催告事務を、システムを利用した自動電話催告方式に切り替えることを視野に入れ、滞納事案のより効率的な処理の促進を進め、国民健康保険税の確保を図ります。 納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、ネットバンキングやモバイルバンキング及び金融機関のATMで納付ができる仕組み _____ の導入について検討を行います。	○口座振替の推進 ◎収納対策の強化 ○コンビニエンスストア収納の運用 ○納付方法の多様化の検討	収納課 収納課・会計課 収納課・文書情報課・会計課

●施策の内容
(1) 国民健康保険

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
(他の項目と統合)	(他の項目と統合)	(他の項目と統合)	(他の項目と統合)
①国民健康保険税の適正賦課	国保財政健全化計画に基づき、計画的に保険税の見直しを行います。 また、負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。	○適正な国民健康保険税の賦課	保険年金課
②国民健康保険税収納率の向上	国民健康保険税の口座振替を推進するため、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスによる収納率の向上に努めます。 収納対策の強化の一環として、文書催告や自動電話催告システムを効率的に行い、滞納事案の早期解決に努め、市税等の確保を図ります。 さらに、文書催告については、新規にシステム改修を図り、納付書付催告書の導入について検討を行います。 納付方法の多様化については、納税者の利便性及び収納率の向上を図るため、ネットバンキングやモバイルバンキング及び金融機関のATMで納付ができる仕組みやスマートフォン決済アプリによる納付等の導入について検討を行います。	○口座振替の推進 ○収納対策の強化 ○コンビニエンスストア収納の運用 ○納付方法の多様化の検討	収納課 収納課・会計課 収納課・文書法制課・会計課

④資格・給付の適正化	資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、 <u>レセプト点検事務の強化を図り、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めるなど、給付の適正化に努めます。</u>	○レセプト点検事務の充実	保険年金課
⑤医療費の適正化	<u>生活習慣病の早期発見・予防に資する特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、特定健康診査の受診率の向上に努めます。</u> また、 レセプトデータ及び特定健康診査データの分析に基づき、本市の地域特性及び被保険者の健康課題を把握し、 <u>効果的な生活習慣病等の予防対策等を実施します。あわせて、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資する後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を促進します。</u>	○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○特定健康診査受診率の向上 ◎生活習慣病等の予防対策等の実施 ○後発医薬品希望カードの配布 ○後発医薬品の <u>使用</u> 促進	保険年金課・健康推進課 保険年金課
⑥制度の充実要請	国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請します。	○関係機関への要請	保険年金課
⑦制度改正への対応	制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう、適切に準備を進め、市民への情報提供を行います。	○制度改正への準備 ○市民への情報提供	保険年金課

(2) 後期高齢者医療制度

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①制度の周知	後期高齢者医療制度について、広報紙で周知し、相談業務の充実に努めます。また、疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。	○相談業務の充実 ◎人間ドック等費用の一部助成【再掲】	保険年金課

③資格・給付の適正化	資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、 <u>オンライン資格確認の導入により資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図るとともに、レセプト点検においてAI及びRPAを導入し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。</u>	○レセプト点検事務の充実 <u>○広報紙、パンフレット等による制度の周知</u>	保険年金課
④医療費の適正化	レセプトデータ及び特定健康診査データの分析に基づき、本市の地域特性及び被保険者の健康課題を把握し、 <u>特定健康診査の受診率等の向上に資する取組等を実施することで、生活習慣病等の早期発見、重症化予防に努めるとともに、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、医療費の適正化を図ります。</u>	○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○生活習慣病等の <u>重症化</u> 予防対策等の <u>充実</u> ○後発医薬品希望カードの配布 ○後発医薬品の <u>利用</u> 促進 <u>○パネル展の実施</u> <u>○人間ドック等費用の一部助成</u>	保険年金課・健康推進課 保険年金課
⑤制度の充実要請	国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、 <u>多子世帯への国民健康保険税の減免制度等を設けるよう働きかけます。</u>	○関係機関への要請	保険年金課
⑥制度改正への対応	制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう、適切に準備を進め、市民への情報提供を行います。	○制度改正への準備 ○市民への情報提供	保険年金課

(2) 後期高齢者医療制度

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①制度の周知	後期高齢者医療制度について、広報紙で周知し、相談業務の充実に努めます。また、疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。	○相談業務の充実 ◎人間ドック等費用の一部助成【再掲】	保険年金課

②広域連合との適正な情報連携	後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。	○広域連合との情報連携	保険年金課
③健康診査の実施	高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	○健康診査の実施 ○健康診査受診率の向上	保険年金課・健康推進課

(3) 国民年金

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①制度の普及啓発	国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、その趣旨の普及啓発を図ります。	○国民年金制度の普及啓発	保険年金課
②相談業務の充実	市民が国民年金制度を正しく理解し、適正な年金給付が受けられるよう、日本年金機構との緊密な連携の下、市民の受給権の確保に努めます。	○相談業務の充実	保険年金課
③未加入者の加入促進	日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。	○国民年金制度の普及啓発 【再掲】	保険年金課
④保険料納付推奨の促進	市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。	○保険料納付推奨の促進	保険年金課
⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用	保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。	○保険料免除制度等の周知	保険年金課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	特定健康診査受診率	46.9%(H26) (前期計画)42.2%	60.0%(H32) (前期計画)80%
指標 2	<u>一人当たり医療費の東京都区市町村(62区市町村)における順位</u>	<u>18位(H26)</u>	<u>東京都平均以下(H32)</u>

②広域連合との適正な情報連携	後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。	○広域連合との情報連携	保険年金課
③健康診査の実施	高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	○健康診査の実施 ○健康診査受診率の向上	保険年金課・健康推進課
④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<u>高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため検討し、必要な事業を実施します。</u>	<u>◎事業の検討、実施</u>	<u>保険年金課・高年齢福祉課・健康推進課</u>

(3) 国民年金

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①制度の普及啓発	国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、その趣旨の普及啓発を図ります。	○国民年金制度の普及啓発	保険年金課
②相談業務の充実	市民が国民年金制度を正しく理解し、適正な年金給付が受けられるよう、日本年金機構との緊密な連携の下、市民の受給権の確保に努めます。	○相談業務の充実	保険年金課
③未加入者の加入促進	日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。	○国民年金制度の普及啓発 【再掲】	保険年金課
④保険料納付推奨の促進	市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。	○保険料納付推奨の促進	保険年金課
⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用	保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。	○保険料免除制度等の周知	保険年金課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	特定健康診査受診率	<u>R2.10に数値判明</u>	<u>60.0%(R7)</u>
指標 2	<u>一般会計からの国保財政への繰入金の削減額</u>	<u>R2.8に数値判明</u>	<u>2億6千万円(R3からR7の累計)</u>
指標 3	<u>後発医薬品の利用率</u>	<u>R2.9に数値判明</u>	<u>調整中です</u>

第3節 福祉
1 高齢者福祉

●現状と課題

本市の高齢化率は、平成 28 年 1 月 1 日現在で、24.6%となっています。高齢者人口は今後も増加を続け、計画の目標年度である平成 32 年度には、約 20,000 人となり、人口全体の 25%以上を占めることが予想されます(図 2-9 参照)。

また、核家族化も進展しており、平成 18 年から平成 28 年まで 10 年間で、高齢者のひとり暮らし世帯は 1,995 世帯から 3,750 世帯へと 1.9 倍に増加し、二人以上の高齢者のみの世帯も 1,964 世帯から 3,545 世帯へと 1.8 倍に増加しています。高齢者のいる世帯のうち 6 割を超える世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯となっています。

平成 27 年 10 月末現在の要支援・要介護認定者は 2,571 人で、介護給付サービスの利用者(要介護 1~5)は 1,762 人、予防給付サービスの利用者(要支援 1,2)は 446 人で合計 2,208 人となっています(図 2-10 参照)。

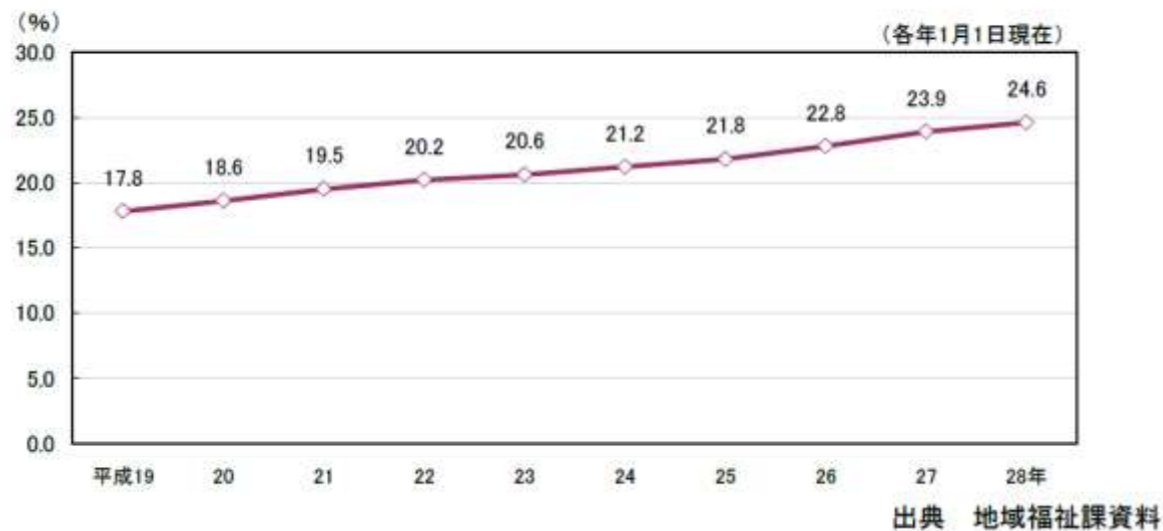
高齢化や核家族化の進展に伴い要介護や認知症の高齢者が増加するなか、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。また、増加傾向にある介護需要に対応するため、事業者による介護人材の確保に向けた取組を支援する必要があります。

このような状況の中、本市においても、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、様々な介護予防事業を推進しています。

今後も、高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策を充実するとともに、家庭、地域と市が連携し、協力して、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組み(地域包括ケアシステム)を構築する必要があります。

さらに、市民一人一人が、高齢期になっても健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないよう、地域と連携した生きがい活動や社会参加、介護予防等に取り組む必要があります。

図 2-9 高齢者(65 歳以上)人口比率の推移



第2節 福祉
1 高齢者福祉

●現状と課題

記載内容について、調整中です。

本市の高齢化率は、令和 2 年 1 月 1 日現在で、26.2%となっています。高齢者が市の人口の 25%以上を占めており、今後も上昇することが予想されます(図 2-9 参照)。

また、核家族化も進展しており、平成 18 年から平成 28 年まで 10 年間で、高齢者のひとり暮らし世帯は 1,995 世帯から 3,750 世帯へと 1.9 倍に増加し、二人以上の高齢者のみの世帯も 1,964 世帯から 3,545 世帯へと 1.8 倍に増加しています。高齢者のいる世帯のうち 6 割を超える世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯となっています。

令和元年 10 月末現在の要支援・要介護認定者は 2,898 人で、介護給付サービスの利用者(要介護 1~5)は 2,136 人、予防給付サービスの利用者(要支援 1,2)は 353 人で合計 2,489 人となっています(図 2-10 参照)。

高齢化や核家族化の進展に伴い要介護や認知症の高齢者が増加するなか、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。また、増加傾向にある介護需要に対応するため、事業者による介護人材の確保に向けた取組を支援する必要があります。

このような状況の中、本市においても、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、様々な介護予防事業を推進しています。

今後も、高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策を充実するとともに、家庭、地域と市が連携し、協力して、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組み(地域包括ケアシステム)を充実させる必要があります。

さらに、市民一人一人が、高齢期になっても健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないよう、地域と連携した生きがい活動や社会参加、介護予防等に取り組む必要があります。

図 2-9 高齢者(65 歳以上)人口比率の推移

グラフ作成中

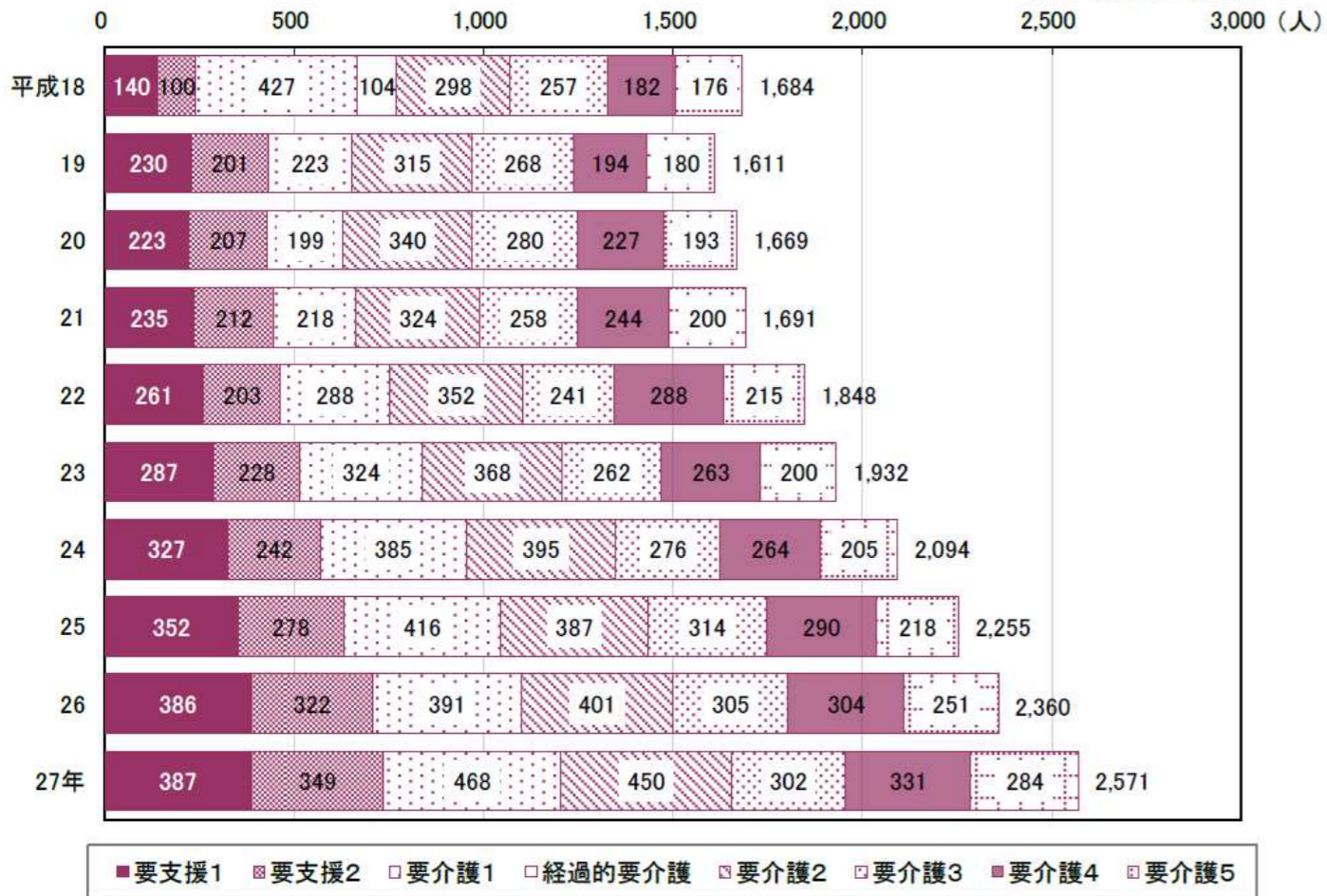
年	高齢化率 (%)
平成 23 年	20.6
24	21.2
25	21.8
26	22.8
27	23.9

年	高齢化率 (%)
28	24.6
29	25.3
30	25.6
31	26.0
令和 2 年	26.2

出典 高齢福祉課資料

図2-10 要介護認定者数の推移

(各年10月31日現在)



出典 高齢福祉課資料

●基本方針

高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、元気な高齢者が生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

図2-10 要介護認定者数の推移

(各年10月31日現在)

グラフ作成中

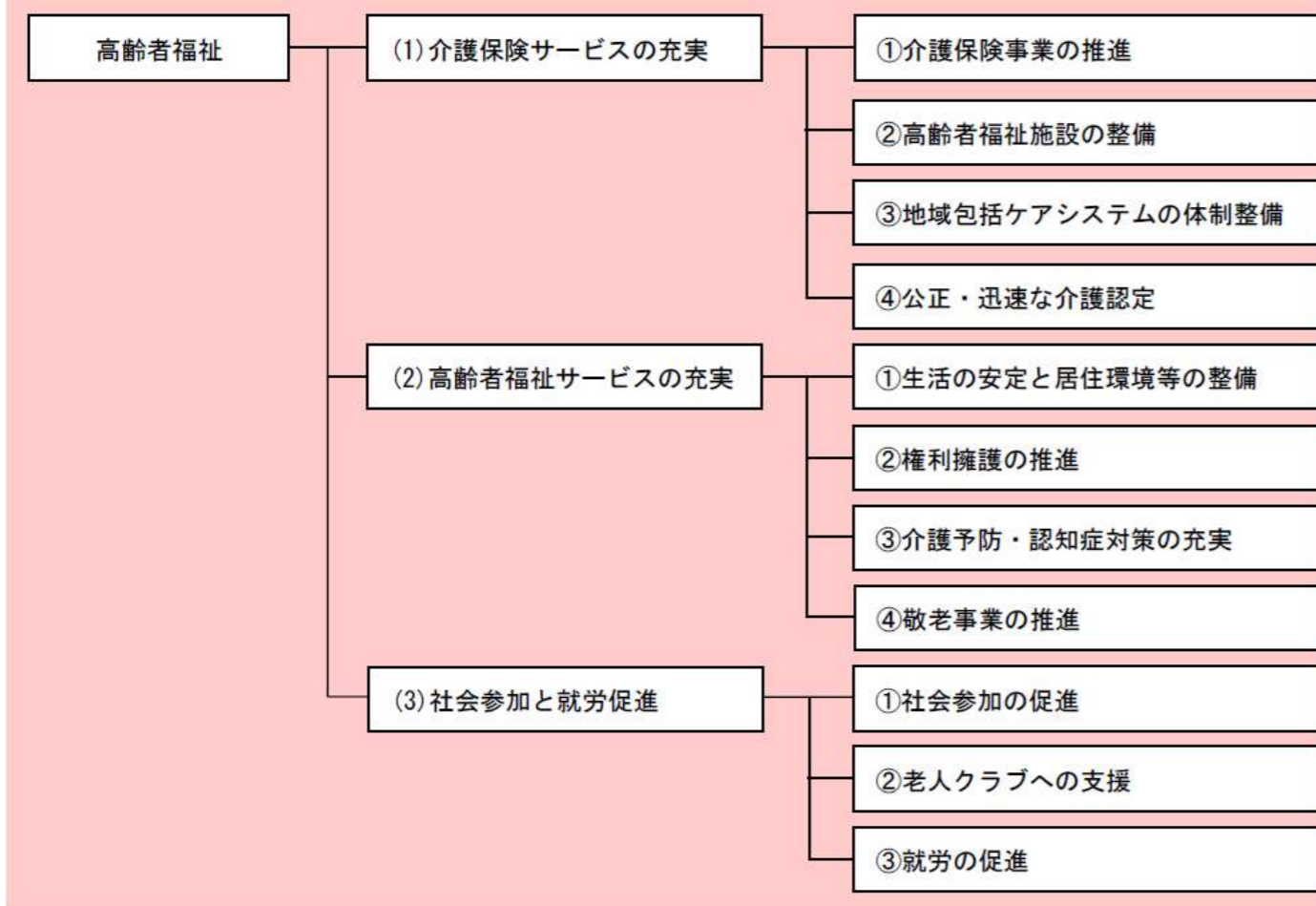
年	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	総計
平成22年	261	203	464	288	352	241	288	215	1,384	1,848
23	287	228	515	324	368	262	263	200	1,417	1,932
24	327	242	569	385	395	276	264	205	1,525	2,094
25	352	278	630	416	387	314	290	218	1,625	2,255
26	386	322	708	391	401	305	304	251	1,652	2,360
27	387	349	736	468	450	302	331	284	1,835	2,571
28	391	370	761	499	482	337	349	261	1,928	2,689
29	403	355	758	517	480	353	373	265	1,988	2,746
30	390	357	747	568	440	394	373	263	2,038	2,785
令和元年	428	393	821	598	453	392	354	280	2,077	2,898

出典 高齢福祉課資料

●基本方針

高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、元気な高齢者が生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第三次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画（計画期間：平成 27 年度から平成 29 年度まで）

●施策の内容

(1) 介護保険サービスの充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①介護保険事業の推進	全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援を行います。 <u>また、高齢者在宅サービスセンターの今後の在り方について検討を行います。</u>	○各種介護保険サービスの提供 <u>◎高齢者在宅サービスセンターの在り方の検討</u>	高齢福祉課
②高齢者福祉施設の整備	在宅での介護が困難な高齢者が身近な施設を利用できるよう、特別養護老人ホーム等の入居希望者の	○老人福祉施設の整備助成	高齢福祉課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第四次高齢者福祉計画・第七期介護保険事業計画（計画期間：平成 30 年度から令和 2 年度まで）

●施策の内容

(1) 介護保険サービスの充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①介護保険事業の推進	全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援を行います。	○各種介護保険サービスの提供 <u>◎高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直し</u>	高齢福祉課
②高齢者福祉施設の整備	在宅での介護が困難な高齢者が身近な施設を利用できるよう、特別養護老人ホーム等の入居希望者の	○老人福祉施設の整備助成	高齢福祉課

	状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。また、社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。		
③地域包括ケアシステムの体制整備	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。	○地域ケア会議の開催 ◎在宅医療・介護連携支援センターの設置 ◎生活支援コーディネーターの配置 ◎基幹的地域包括支援センターの運営方法の検討	高齢福祉課
④公正・迅速な介護認定	介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、迅速な判定が行われるよう努めます。	○介護認定審査会の運営	高齢福祉課

(2) 高齢者福祉サービスの充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①生活の安定と居住環境等の整備	高齢者が積極的に外出し、地域活動への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。 また、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。	○高齢者の特性に配慮した公共施設の整備 ○都営村山団地シルバーピアの運営	関係各課 高齢福祉課
②権利擁護の推進	認知症高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活を送れ	○権利擁護事業の利用促進	地域福祉課

	状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。また、社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。		
③地域包括ケアシステムの体制整備	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。	○地域ケア会議の開催 ○在宅医療・介護連携支援センターの運営 ○生活支援コーディネーターの配置 ○基幹的地域包括支援センターの運営方法の検討	高齢福祉課
④公正・迅速な介護認定	介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、迅速な判定が行われるよう努めます。	○介護認定審査会の運営	高齢福祉課

(2) 高齢者福祉サービスの充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①生活の安定と居住環境等の整備	高齢者が積極的に外出し、地域活動への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。 また、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。	○高齢者の特性に配慮した公共施設の整備 ○都営村山団地シルバーピアの運営	関係各課 高齢福祉課
②権利擁護の推進	認知症高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活を送れ	○権利擁護事業の利用促進	福祉総務課

	るよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。		
③介護予防・認知症対策の充実	高齢者が抱える閉じこもりやうつ、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。また、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努め、地域での支え合いの体制づくりを推進します。	○各種介護予防事業の実施 ○認知症ケアパスの作成 ○認知症初期集中支援チームの設置	高齢福祉課
④敬老事業の推進	敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。	○敬老会の実施 ○敬老金の配布 ○満百歳祝の贈呈	高齢福祉課

(3) 社会参加と就労促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①社会参加の促進	福祉会館や老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。 また、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。	○喜び農園の実施 ◎ <u>高齢者IT事業の推進</u> ○介護支援ボランティア事業の推進	高齢福祉課
②老人クラブへの支援	高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。	○老人クラブ活動の支援	高齢福祉課
③ <u>就労の促進</u>	高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センター活動の充実に努めます。	○シルバー人材センター活動の <u>充実</u>	<u>高齢福祉課</u>

	るよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。		
③介護予防・認知症対策の充実	高齢者が抱える閉じこもりやうつ、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。また、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努め、地域での支え合いの体制づくりを推進します。	○各種介護予防事業の実施 ○認知症ケアパスの作成 ○認知症初期集中支援チームの <u>運営</u>	高齢福祉課
④敬老事業の推進	敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。	○敬老会の実施 ○敬老金の配布 ○満百歳祝の贈呈	高齢福祉課

(3) 社会参加と就労促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①社会参加の促進	福祉会館や老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。 また、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。	○喜び農園の実施 ○介護支援ボランティア事業の推進	高齢福祉課
②老人クラブへの支援	高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。	○老人クラブ活動の支援	高齢福祉課
③ <u>シルバー人材センターとの連携</u>	高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センター <u>と連携し</u> 活動の充実に努めます。	○シルバー人材センター活動の <u>支援</u>	<u>福祉総務課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	介護支援ボランティア登録者数	149 人(H26) (前期計画)110 人	500 人(H32) (前期計画)500 人
指標 2	介護予防基本チェックリスト返送率	87.0%(H26) (前期計画)81%	90.0%(H32) (前期計画)90%
指標 3	各日常生活圏域(4 か所)における生活支援コーディネーターの配置	＝	4 人(H32)

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	指標等の在り方について、所管部署で調整中です。		
指標 2			
指標 3			

現行基本計画

次期基本計画案

2 障害者福祉

●現状と課題

本市における身体障害者手帳の所持者は、平成 27 年 3 月末現在で、2,525 人となっており、平成 22 年度から 45 人増加しています。障害別では肢体不自由が最も多く 54.7%を占めており、障害程度別では 1 級が最も多く 34.0%を、4 級がその次で 24.0%を占めています。愛の手帳の所持者は、平成 27 年 3 月末現在で、559 人となっており、平成 22 年度から 34 人増加しています。障害程度では 4 度が最も多く 49.4%を占めています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 27 年 3 月末現在で、519 人となっており、平成 22 年度から 112 人増加しています。障害程度では 2 級が最も多く 55.7%を占めています(表 2-8、図 2-11 参照)。

近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。

平成 24 年 6 月に障害者総合支援法が成立し、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援、福祉サービスの提供体制の確保など障害者施策の充実が図られ、利用者の急増によりサービス費用が増大しています。

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が制定され、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除き、障害者差別解消に向けた具体的な取組やノーマライゼーションの理念の下、自助・共助・公助を基本としてみんなで支え合い、障害のある人もない人も、同じように普通の生活ができる社会の実現を更に進めることが求められています。

今後も、障害のある人が安心して暮らせるまちづくり、障害のある人がいきいきと社会参加することができるまちづくり及び支え合い、ともに生きるまちづくりを推進し、更なる施策の充実を図る必要があります。

2 障害者福祉

●現状と課題

本市における身体障害者手帳の所持者は、令和元年 10 月 1 日現在で、2,333 人となっており、平成 26 年度から 192 人減少しています。障害別では肢体不自由が最も多く 51.1%を占めており、障害程度別では 1 級が最も多く 35.7%を、4 級がその次で 23.3%を占めています。愛の手帳の所持者は、令和元年 10 月 1 日現在で、585 人となっており、平成 26 年度から 26 人増加しています。障害程度では 4 度が最も多く 55.0%を占めています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和元年 10 月 1 日現在で、635 人となっており、平成 26 年度から 116 人増加しています。障害程度では 2 級が最も多く 55.3%を占めています(表 2-8、図 2-11 参照)。

近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援、福祉サービスの提供体制の確保など障害者施策の充実が図られ、利用者の急増によりサービス費用が増大しています。

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が制定され、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除き、障害者差別解消に向けた具体的な取組やノーマライゼーションの理念の下、自助・共助・公助を基本としてみんなで支え合い、障害のある人もない人も、同じように普通の生活ができる社会の実現を更に進めることが求められています。

今後も、障害のある人が安心して暮らせるまちづくり、障害のある人がいきいきと社会参加することができるまちづくり及び支え合い、ともに生きるまちづくりを推進し、更なる施策の充実を図る必要があります。

表 2-8 障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者数) (各年度 3 月 31 日現在、単位:人)

年 度	身体障害者合計	身体障害者					知的障害者(手帳所持者)合計	精神障害者(手帳所持者)合計
		視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害		
平成 22 年度	2,480	154	205	27	1,419	675	525	407
23	2,536	155	209	29	1,434	709	549	459
24	2,449	151	219	27	1,376	676	500	536
25	2,544	160	225	33	1,418	708	582	532
26	2,525	155	239	35	1,380	716	559	519

出典 障害福祉課資料

表 2-8 障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者数) (各年度 3 月 31 日現在、単位:人)

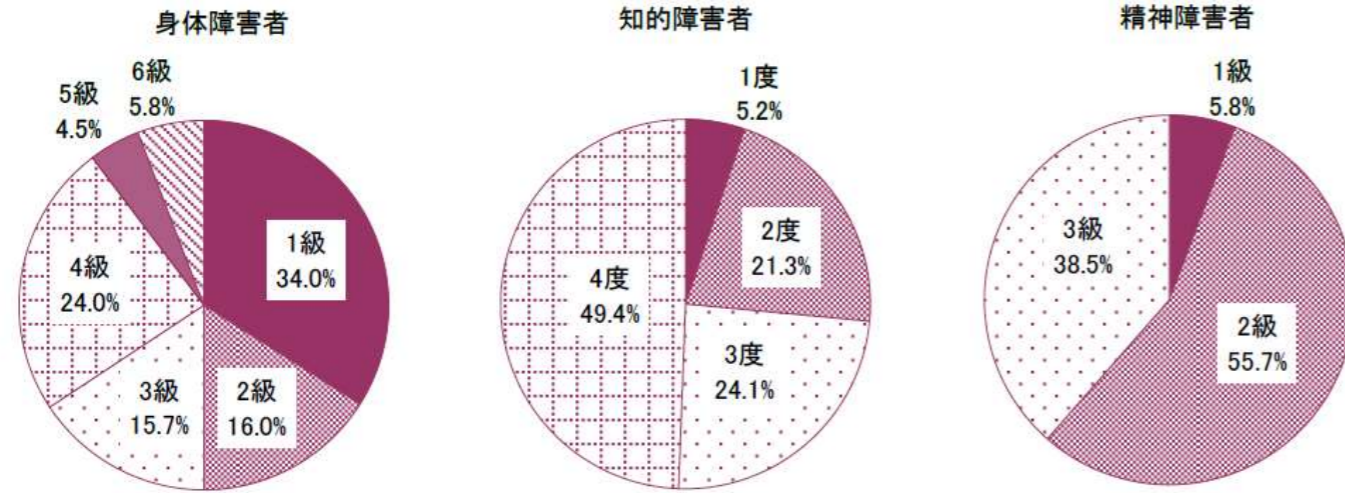
年 度	身体障害者合計	身体障害者					知的障害者(手帳所持者)合計	精神障害者(手帳所持者)合計
		視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害		
平成 27 年度	2,364	143	224	26	1,278	693	575	543
平成 28 年度	2,356	140	228	22	1,250	716	556	543
平成 29 年度	2,325	144	224	23	1,219	715	561	598
平成 30 年度	2,318	148	220	24	1,199	727	574	628
令和元年度	2,333	150	228	25	1,192	738	585	635

出典 障害福祉課資料

※令和元年度については、令和元年 10 月 1 日時点の数値を記載

図2-11 障害者(児)程度割合

(平成27年3月31日現在)



出典 障害福祉課資料

図2-11 障害者(児)程度割合

(令和元年10月1日現在)

グラフ作成中

身体障害者

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数 (人)	833	371	339	543	113	134	2,333
割合 (%)	35.7	15.9	14.5	23.3	4.8	5.7	100.0

知的障害者

	1度	2度	3度	4度	合計
人数 (人)	35	104	124	322	585
割合 (%)	6.0	17.8	21.2	55.0	100.0

精神障害者

	1級	2級	3級	合計
人数 (人)	39	351	245	635
割合 (%)	6.1	55.3	38.6	100.0

●基本方針

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域社会の中でともに暮らすことのできる社会づくりを推進します。

●施策の体系



●基本方針

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域社会の中でともに暮らすことのできる社会づくりを推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画（計画期間：平成27年度から平成29年度まで）

●施策の内容

(1) 日常生活のための支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①自立支援給付等の実施	在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、居宅介護（ヘルパー）、短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。 施設での支援が必要な人に対しては、障害種別、程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図りつつ、グループホームの利用支援に努めます。 就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。	○介護給付費の支給 ○訓練等給付費の支給 ○自立支援医療費の支給 ○障害児通所給付費等の支給	障害福祉課
②日中活動の場の充実	障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の訓練等給付費の支給、支援を行います。	○訓練等給付費の支給【再掲】	障害福祉課

(2) 自立した社会生活のための支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①地域生活支援事業の運営	障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。	○地域活動支援センターの利用支援 ◎基幹相談支援センターの設置の検討	障害福祉課

●関連する計画等

武蔵村山市第四次障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）

●施策の内容

(1) 日常生活のための支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①自立支援給付等の実施	在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、居宅介護（ヘルパー）、短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。 施設での支援が必要な人に対しては、障害種別、程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図りつつ、グループホームの利用支援に努めます。 就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。	○介護給付費の支給 ○訓練等給付費の支給 ○自立支援医療費の支給 ○障害児通所給付費等の支給	障害福祉課
②日中活動の場の充実	障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の訓練等給付費の支給、支援を行います。	○訓練等給付費の支給【再掲】	障害福祉課

(2) 自立した社会生活のための支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①地域生活支援事業の運営	障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努め	○地域活動支援センターの利用支援 ○基幹相談支援センターの設置の検討	障害福祉課

②地域生活への移行促進	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や受入条件を整えば退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。	○退院促進コーディネートの推進	障害福祉課
③地域での居住の場の確保	障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。	○グループホームの整備促進	障害福祉課
④権利擁護の推進	障害のある人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。 また、地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。	○権利擁護事業の利用促進 【再掲】 ○虐待防止施策の推進	障害福祉課

(3) 社会的適応能力の養成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・心身障害児通所訓練事業の充実	<u>児童福祉法に基づく児童発達支援事業への移行を図り、心身障害児通所訓練事業(ちいろば教室)の充実に努めます。</u>	◎ <u>児童福祉法に基づく児童発達支援事業への移行</u>	<u>子ども育成課</u>

(4) 社会参加と交流の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①就労支援の充実	障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。 また、障害のある人の収入増加のための施策の検討を進めます。	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課

②地域生活への移行促進	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や受入条件を整えば退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。	○退院促進コーディネートの推進	障害福祉課
③地域での居住の場の確保	障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。	○グループホームの整備促進	障害福祉課
④権利擁護の推進	障害のある人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。 また、地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。	○権利擁護事業の利用促進 【再掲】 ○虐待防止施策の推進	障害福祉課

(3) 社会的適応能力の養成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・児童発達支援事業所ちいろば教室の充実	<u>児童福祉法に基づく事業運営を図ります。サービスの提供に当たっては、個別支援計画を作成し、障害児に対し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適應できるよう、適切な児童発達支援の充実に努めます。</u>	○ <u>児童発達支援事業所ちいろば教室の運営</u> ○ <u>自主事業の充実</u>	<u>子ども青少年課</u>

(4) 社会参加と交流の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①就労支援の充実	障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。 また、障害のある人の収入増加	○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課

②生活環境の整備	障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた条件整備に努めます。	○住宅改善に対する助成制度の周知 ○バリアフリーに配慮した公共施設の整備	障害福祉課 関係各課
③交流の促進	市や地域の行事、心身障害者・児スポーツ教室の実施等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し、支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。	○スポーツ教室の開催 ○特別支援学校と市内小・中学校の交流	スポーツ振興課 教育指導課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	地域生活移行者数	1 人(H26) (前期計画)—	8 人以上(H32) (前期計画)7 人
指標 2	一般就労移行者数	28 人/年(H26) (前期計画)24 人	44 人以上/年(H32) (前期計画)30 人
指標 3	就労移行支援利用者数	16 人/年(H26)	18 人以上/年(H32)

	のための施策の検討を進めます。		
②生活環境の整備	障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた条件整備に努めます。	○住宅改善に対する助成制度の周知 ○バリアフリーに配慮した公共施設の整備	障害福祉課 関係各課
③交流の促進	市や地域の行事、心身障害者・児スポーツ教室の実施等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し、支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。	○スポーツ教室の開催 ○特別支援学校と市内小・中学校の交流	スポーツ振興課 教育指導課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	地域生活移行者数	1 人(H30)	8 人以上(R7)
指標 2	一般就労移行者数	53 人/年(H30)	調整中です
指標 3	就労移行支援利用者数	16 人/年(H30)	18 人以上/年(R7)
指標 4	児童発達支援事業所ちいろば教室の登録者数	6 人(R1)	10 人(R7)

3 子ども・子育て支援

●現状と課題

少子化・核家族化の進展、ライフスタイル・家族観の多様化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で体験を通して自立していけるよう、子育て環境の整備を進めていくことが、社会全体の課題となっています。また、職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、より安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境の整備が求められています。

このような状況の中、本市においても、平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

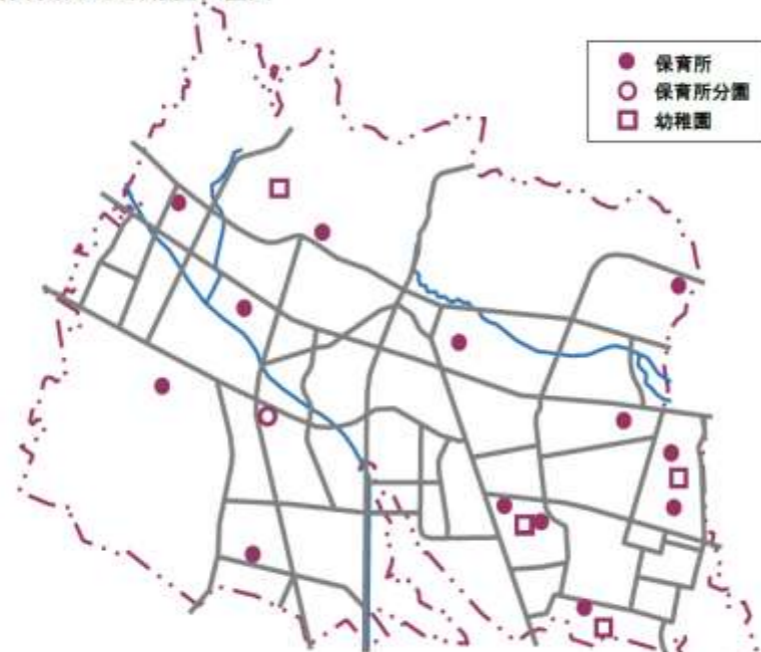
保育所については、平成 27 年 4 月 1 日現在で、市内に 13 園あり、入所児童数は 1,931 人、入所待機児童数は 22 人となっています(図 2-13、表 2-9 参照)。

私立幼稚園については、平成 27 年 5 月 1 日現在で、市内に 4 園あり、在園児数は 938 人となっています(図 2-14 参照)。

学童クラブについては、平成 26 年度末現在で、13 か所に設置し、定員は 710 人、入所者数は 549 人となっています(表 2-10 参照)。

国による「すべての女性が輝く社会づくり」の推進を背景に、仕事と育児の両立支援等に関する企業の意識にも変化が見られ、これに伴う女性の就労形態の多様化などにより、「保育」に求められる役割も複雑・多岐なものとなっています。このため、子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、保育所の整備及び定員増などの多様な保育サービスの展開と地域ぐるみの子育て支援、子育てにかかわる経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。

図 2-12 保育所及び幼稚園位置図



出典 子育て支援課・子ども育成課資料

3 子ども・子育て支援

●現状と課題

少子化・核家族化の進展、ライフスタイル・家族観の多様化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で体験を通して自立していけるよう、子育て環境の整備を進めていくことが、社会全体の課題となっています。また、職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、より安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる環境の整備が求められています。

このような状況の中、本市においても、令和 2 年 3 月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

保育所については、平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内に 13 園あり、入所児童数は 1,916 人、入所待機児童数は 45 人となっています(図 2-13、表 2-9 参照)。

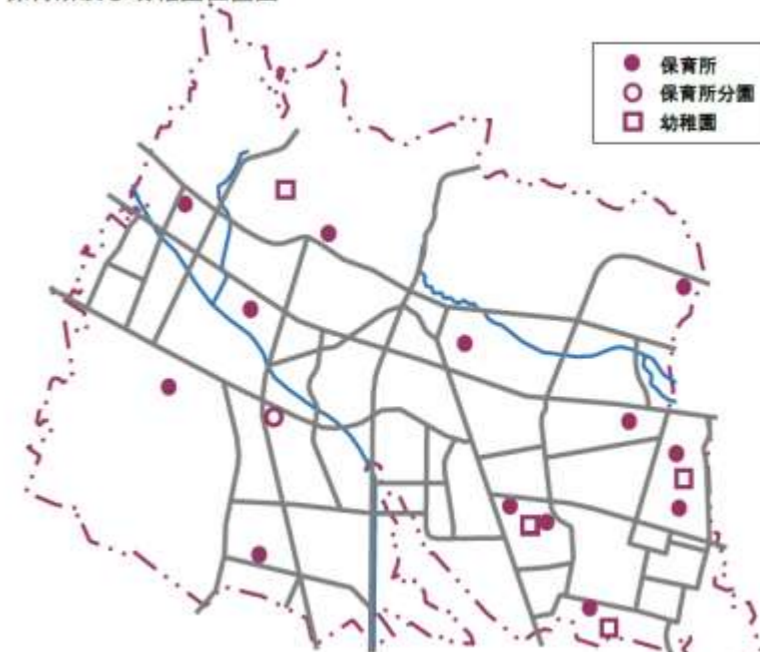
私立幼稚園については、令和元年 5 月 1 日現在で、市内に 4 園あり、在園児数は 864 人となっています(図 2-14 参照)。

学童クラブについては、令和元年度末現在で、13 か所に設置し、定員は 710 人、入所者数は 553 人となっています(表 2-10 参照)。

令和2年4月からは、子ども家庭支援センターと母子保健を一体化した、子ども・子育て支援センター(市区町村子ども家庭総合支援拠点)を設置しました。18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を、切れ目なく継続的に支援します。

昨今の痛ましい事件を背景に、子どもが権利の主体として尊重され、その人権が守られるよう体罰によらない子育て等の推進が求められています。また、令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、幼児期の教育・保育の重要性は更に増しています。このため、子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、保育所の整備及び定員枠の拡大などの多様な保育サービスの展開と地域ぐるみの子育て支援、子育てにかかわる経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。

図 2-12 保育所及び幼稚園位置図



出典 子育て支援課・子ども育成課資料

図2-13 保育所入所児童数の推移

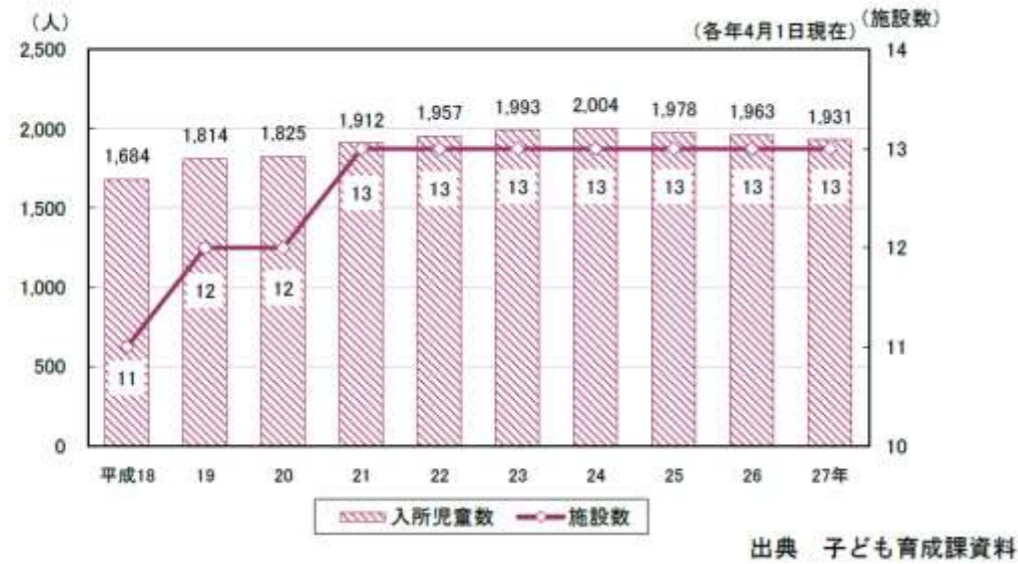


表2-9 保育所待機児童数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
入所待機児童数 (旧定義)	72	64	56	30	22

(注) 入所待機児童数(旧定義) 定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

出典 子ども育成課資料

図2-14 幼稚園在園児数の推移

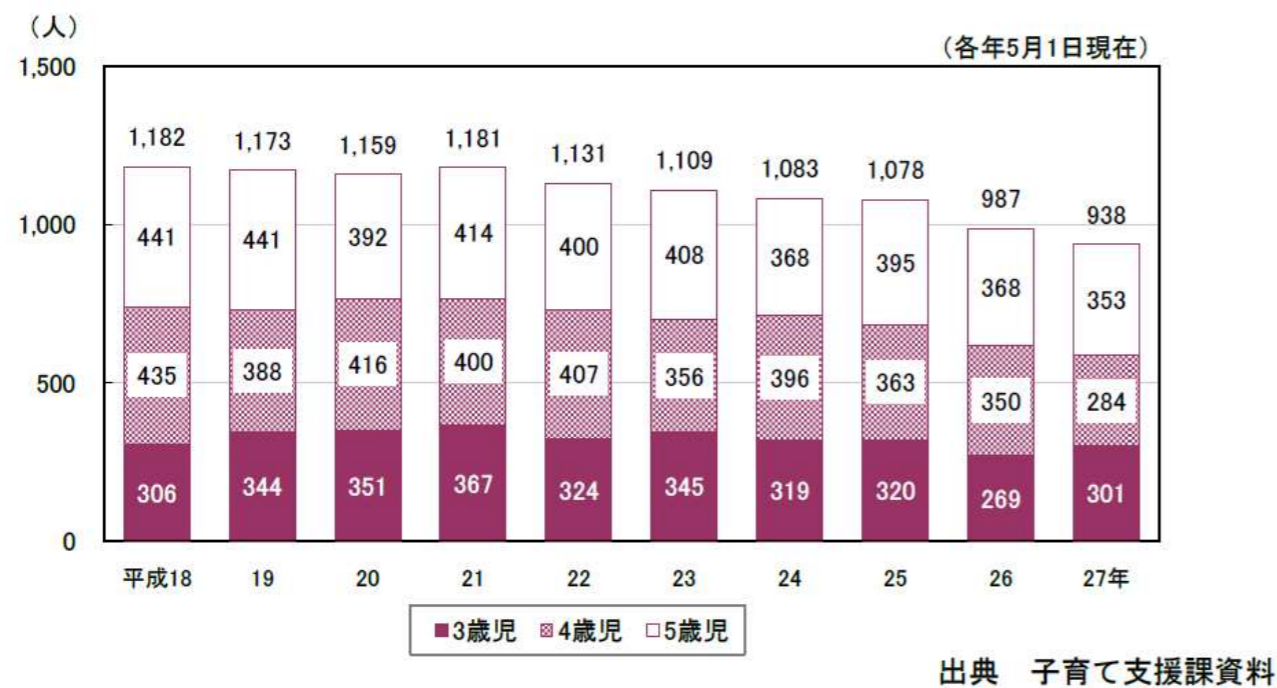


図2-13 保育所入所児童数の推移 (各年4月1日現在)

グラフ作成中

	入所児童数	施設数
平成22年	1,957	13
23	1,993	13
24	2,004	13
25	1,978	13
26	1,963	13
27	1,931	13
28	1,895	13
29	1,920	13
30	1,921	13
令和元年	1,916	13

表2-9 保育所待機児童数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
入所待機児童数 (旧定義)	11	27	56	45	

※管外委託の入所待機児童数は除く。

出典 子ども青少年課資料

図2-14 幼稚園在園児数の推移

(各年5月1日現在)

グラフ作成中

年齢	平成28年	29	30	令和元年
3歳児		263	278	276
4歳児		327	278	306
5歳児		286	328	280
計		876	884	862

出典 子ども青少年課資料

図2-15 学童クラブ位置図



表2-10 学童クラブの利用状況(平成26年度実績)

施設名	定員(人)	年度末入所者数(人)	保育日数(日)	1日平均人数(人)
さいかち学童クラブ (さいかち地区児童館内)	50	28	292	18
雷塚学童クラブ (雷塚小学校敷地内)	50	47	292	29
大南学童クラブ (大南地区児童館内)	70	32	292	22
山王森学童クラブ (山王森児童館内)	70	21	292	15
中藤学童クラブ (中藤地区児童館内)	50	54	292	33
残堀・伊奈平学童クラブ第一 (残堀・伊奈平地区児童館内)	55	35	292	24
残堀・伊奈平学童クラブ第二 (残堀・伊奈平地区児童館内)	45	41	292	27
三ツ木学童クラブ (第二小学校内)	60	55	292	38
西大南学童クラブ第一 (大南学園第七小学校内)	45	29	292	18
西大南学童クラブ第二 (大南学園第七小学校内)	45	37	292	25
中原学童クラブ (第十小学校敷地内)	70	74	292	47
学園学童クラブ (第九小学校敷地内)	50	49	292	26
本町学童クラブ (第一小学校敷地内)	50	47	292	31
合計	710	549	3,796	353

(注) 施設名は平成27年4月1日現在の名称を掲載

出典 子ども育成課資料

図2-15 学童クラブ位置図

図の作成中

表2-10 学童クラブの利用状況(令和元年度実績)

施設名	定員(人)	年度末入所者数(人)	支援日数(日)	1日平均人数(人)
さいかち学童クラブ	50	24	292	集計中
雷塚学童クラブ	50	55	292	
大南学童クラブ	50	44	292	
山王森学童クラブ	50	29	292	
中藤学童クラブ	70	68	292	
残堀・伊奈平学童クラブ第一	55	21	292	
残堀・伊奈平学童クラブ第二	45	47	292	
三ツ木学童クラブ	60	39	292	
西大南学童クラブ第一	45	27	292	
西大南学童クラブ第二	45	42	292	
中原学童クラブ	70	57	292	
学園学童クラブ	50	34	292	
本町学童クラブ	70	66	292	
計	710	553	3,796	

出典 子ども青少年課資料

表 2-11 放課後子ども教室の利用状況（平成 26 年度実績）

実施場所	延べ利用者数（人）	実施日数（日）	1日平均人数（人）
第一小学校	4,254	184	23.1
第二小学校	7,708	184	41.9
第四小学校（村山学園）	5,717	184	31.1
第七小学校（大南学園）	6,333	186	34.0
第九小学校	4,679	181	25.9
雷塚小学校	5,215	186	28.0

（注）平成 27 年 6 月 2 日に第八小学校放課後子ども教室を開設

出典 文化振興課資料

●基本方針

保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、保育機能や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。

●施策の体系

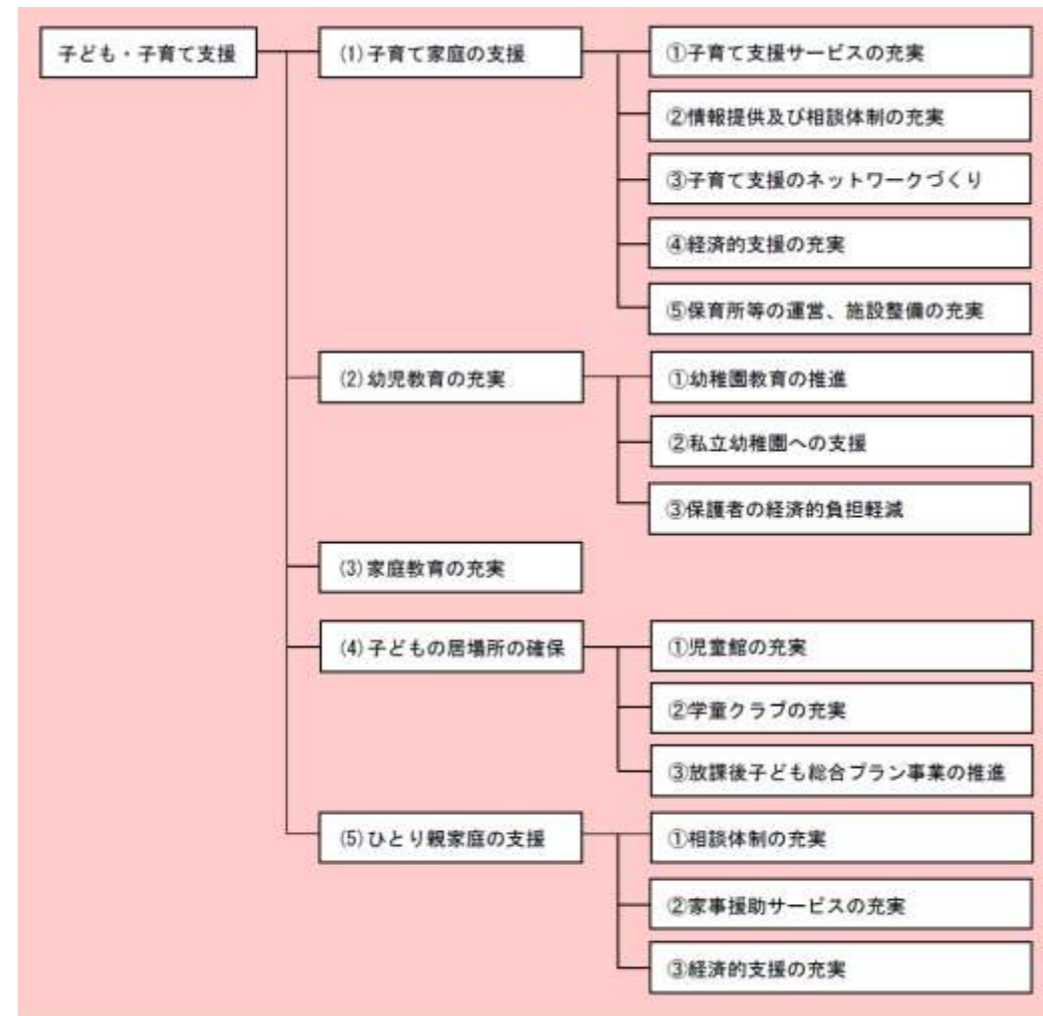


表 2-11 放課後子ども教室の利用状況（令和元年度実績）

実施場所	延べ利用者数(人)	実施日数(日)	1日平均人数(人)
第一小学校	3,427	172	19.9
第二小学校	5,129	172	29.8
第四小学校(村山学園)	2,707	174	15.6
第七小学校(大南学園)	5,935	171	34.7
第八小学校	7,438	173	43.0
第九小学校	1,831	169	10.8
雷塚小学校	3,673	171	21.5

出典 文化振興課資料

●基本方針

保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、**質の高い教育・保育の提供**や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）
 武蔵村山市第三期特定事業主行動計画（武蔵村山市職員次世代育成支援計画）（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）

●施策の内容

(1) 子育て家庭の支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①子育て支援サービスの充実	<p><u>全ての子育て家庭に対して、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠期から乳幼児期にわたり、子どもの健やかな成長への切れ目のない支援を行うとともに、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進めます。</u></p> <p>また、<u>核家族化の進展、女性の社会進出等に伴う家庭での子育て力の低下</u>に対応するため、<u>_____</u>延長保育、<u>低年齢児受入枠の拡大</u>、一時預かり<u>_____</u>など多様な保育サービスの<u>_____</u>充実に努めます。</p> <p>障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、<u>発達障害を有すると思われる</u>児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。</p> <p>市民総合センター内の「子ども家庭支援センター」及び市内4か所の「<u>子育てセンター</u>」を拠点として、各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなど、保護者同士の交流の活発化を促進します。</p> <p>また、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として、子育て支援の充実に努めます。</p>	<p>○妊娠届出時の面接の実施</p> <p>◎出産・子育て応援事業の実施</p> <p>◎(仮称)子育て世代包括支援センターの設置</p> <p>○認可保育所による通常保育の実施</p> <p>○延長保育の充実</p> <p>○<u>低年齢児保育の充実</u></p> <p>○一時預かり事業の充実</p> <p>○休日保育の充実</p> <p>◎<u>_____</u>巡回指導・相談事業の実施</p> <p>◎保育コンシェルジュの設置</p> <p>_____</p> <p>◎児童館の子育て支援拠点化の推進</p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進(総合相談、子育てサークルの育成・支援、講座の開催)</p> <p>○子育てセンター事業の推進(園庭開放、育児相談)</p> <p>○子どもショートステイ事業の実施</p> <p>◎病児保育の実施</p> <p>○<u>病後児保育の実施</u></p> <p>◎<u>絵本読み聞かせ</u>事業の実施</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課・子育て支援課</p> <p>子ども育成課</p> <p>子育て支援課</p>

●関連する計画等

第二期武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）

●施策の内容

(1) 子育て家庭の支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①子育て支援サービスの充実	<p><u>子ども家庭支援センターと母子保健を一体化し、子ども・子育て支援センター(子ども家庭総合支援拠点)として、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。</u></p> <p><u>すべての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。</u></p> <p>また、<u>就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズ</u>に対応するため、<u>保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育一時預かり、ベビーシッター利用支援事業</u>など多様な保育サービスの<u>量と質の充実</u>に努めます。</p> <p>障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、<u>配慮を要する</u>_____児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。</p> <p>市民総合センター内の「子ども家庭支援センター」及び市内4か所の「<u>地域子育て支援拠点</u>」を活用して、各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなど、保護者同士の交流の活発化を促進します。</p> <p>また、仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として、子育て支援の充実に努めます。</p>	<p>○子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」の運営</p> <p>○妊娠届出時の面接の実施</p> <p>○出産・子育て応援事業の実施</p> <p>○<u>子ども・子育て支援センターの運営</u></p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進(総合相談、子育てサークルの育成・支援、講座の開催)</p> <p>○<u>地域子育て支援拠点</u>事業の推進(園庭開放、育児相談)</p> <p>○子どもショートステイ事業の実施</p> <p>○病児保育の実施</p> <p>○<u>児童館親子ひろば</u>事業の実施</p> <p>○認可保育所による通常保育の実施</p> <p>○延長保育の充実</p> <p>○一時預かり事業の充実</p> <p>○休日保育の充実</p> <p>○<u>保育所等巡回指導・相談事業の実施</u></p> <p>○保育コンシェルジュの設置</p> <p>◎<u>ベビーシッター利用支援事業の実施</u></p> <p>○児童館の子育て支援拠点化の推進</p>	<p>子ども子育て支援課</p> <p>子ども青少年課</p>

<p>②情報提供及び相談体制の充実</p>	<p><u>子育て情報サイトを作成することにより、子育てに関する情報を集約し、子育て世代を応援します。</u></p> <p>福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域の組織化等を行います。</p>	<p>◎<u>子育て情報サイトの運用</u></p> <p>◎保育コンシェルジュの設置【再掲】</p> <p>◎<u>予防接種情報システム</u>の活用【再掲】</p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】</p>	<p><u>子育て支援課</u> <u>子ども育成課</u></p> <p>健康推進課</p> <p><u>子育て支援課</u></p>	<p>②情報提供及び相談体制の充実</p>	<p><u>子ども・子育て応援ナビをアプリ化し、スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュールの確認ができるように機能の充実を図ります。また、多言語表記にし、市内に居住する外国人の子育て家庭へも子育て支援サービス等の情報を周知し、円滑に利用できるように工夫します。</u></p> <p>福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域の組織化等を行います。</p>	<p>○<u>子ども・子育て応援ナビ</u>の活用【再掲】</p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】</p> <p>○保育コンシェルジュの設置【再掲】</p>	<p>健康推進課</p> <p><u>子ども子育て支援課</u> <u>子ども青少年課</u></p>
<p>③子育て支援のネットワークづくり</p>	<p>子どもカフェ、子ども家庭支援センター及び<u>子育てセンター</u>を拠点として、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。</p>	<p>○子どもカフェ事業の実施</p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】</p> <p>○<u>子育てセンター</u>事業の推進【再掲】</p>	<p><u>子育て支援課</u></p>	<p>③子育て支援のネットワークづくり</p>	<p>「子どもカフェ、子ども家庭支援センター」及び「<u>地域子育て支援拠点</u>」を活用して、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。</p>	<p>○子どもカフェ事業の実施</p> <p>○子ども家庭支援センター事業の推進【再掲】</p> <p>○<u>地域子育て支援拠点</u>事業の推進【再掲】</p>	<p><u>子ども子育て支援課</u></p>
<p>④経済的支援の充実</p>	<p>国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。</p> <p>また、<u>認証保育所等</u>を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。</p>	<p>○手当の支給</p> <p>○乳幼児及び学齢児童の医療費助成</p> <p>○<u>認証保育所等</u>利用者負担の軽減</p>	<p><u>子育て支援課</u></p> <p><u>子ども育成課</u></p>	<p>④経済的支援の充実</p>	<p>国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。</p> <p>また、<u>多子世帯や認可外保育施設</u>を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。</p>	<p>○手当の支給</p> <p>○乳幼児及び学齢児童の医療費助成</p> <p>○<u>認可外保育施設</u>利用者負担の軽減</p> <p>○<u>保育所等利用多子世帯負担の軽減</u></p> <p>○<u>管外保育所利用者負担の軽減</u></p>	<p><u>子ども青少年課</u></p>
<p>⑤保育所等の運営、施設整備の充実</p>	<p>保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や<u>家庭的保育等</u>の事業者へ施設型給付費等の支給を行います。</p> <p>民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めます。</p> <p>認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を</p>	<p>○施設型給付費等の支給</p> <p>○民間保育所運営費の補助</p> <p>○民間保育所分園運営費の補助</p> <p>○民間保育所の施設整備助成</p> <p>○認証保育所運営費の補助</p> <p>◎保育従事職員の資格取得支援</p> <p>◎保育従事職員の宿舍借上支援</p>	<p><u>子ども育成課</u></p>	<p>⑤保育所等の運営、施設整備の充実</p>	<p>保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や<u>地域型保育</u>の事業者へ施設型給付費等の支給を行います。</p> <p>民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。</p> <p>社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めます。</p> <p>認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を</p>	<p>○施設型給付費等の支給</p> <p>○民間保育所運営費の補助</p> <p>◎<u>民間保育所運営費(医療的ケア児支援加算)の補助</u></p> <p>○民間保育所分園運営費の補助</p> <p>○民間保育所の施設整備助成</p> <p>◎<u>地域型保育事業等の実施</u></p> <p>○認証保育所運営費の補助</p> <p>○保育従事職員の資格取得支援</p> <p>○保育従事職員の宿舍借上支援</p> <p>◎<u>幼児教育・保育に関する支</u></p>	<p><u>子ども青少年課</u></p>

<p>行います。</p> <p>保育士の確保を図るため、保育士資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、つみき保育園の今後の整備及び運営方法等について検討を行います。</p>	<p>◎つみき保育園の施設整備及び運営方法の検討</p>	
---	------------------------------	--

<p>行います。</p> <p>保育士の確保を図るため、保育士資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、つみき保育園の今後の整備及び運営方法等について検討を行います。</p>	<p>◎つみき保育園の施設整備及び運営方法の検討</p> <p><u>援を行う者の配置</u></p>	
---	---	--

(2) 幼児教育の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①幼稚園教育の推進	幼稚園教育の場の選択肢を増やすため、幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。 また、_____幼稚園の園児等の一時預かり事業を行います。	◎施設型給付費の支給 ◎一時預かり事業の実施	<u>子ども育成課</u>
②私立幼稚園への支援	<u>発達障害を有すると思われる</u> 園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。	◎巡回指導・相談事業の実施【再掲】 _____	<u>子ども育成課</u>
③保護者の経済的負担軽減	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、引き続き助成を行います。	○保護者の負担軽減の推進(園児保護者負担軽減補助金、 <u>就園奨励費補助金</u>)	<u>子育て支援課</u>

(3) 家庭教育の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・家庭教育の充実	保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で、講演会、講座等を開催し、家庭教育への支援を行います。	○家庭教育講座の実施	文化振興課

(2) 幼児教育の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①幼稚園教育の推進	幼稚園教育の場の選択肢を増やすため、幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。 また、 <u>教育時間の前後や長期休業期間における</u> 幼稚園の園児等の一時預かり事業を行います。	○施設型給付費の支給【再掲】 ○一時預かり事業の実施【再掲】	<u>子ども青少年課</u>
②私立幼稚園への支援	<u>配慮を要する</u> 園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。	○巡回指導・相談事業の実施【再掲】 ◎ <u>幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置</u> 【再掲】	<u>子ども青少年課</u>
③保護者の経済的負担軽減	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、引き続き助成を行います。	○保護者の負担軽減の推進(園児保護者負担軽減補助金)	<u>子ども青少年課</u>

(3) 家庭教育の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・家庭教育の充実	保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で、講演会、講座等を開催し、家庭教育への支援を行います。	○家庭教育講座の実施	文化振興課

(4) 子どもの居場所の確保

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①児童館の充実	子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の利用拡大・周知と事業内容の充実に努めます。 また、午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、 <u>児童館を子育て支援の拠点化とすることについて検討を行います。</u>	○児童館事業の充実 ○児童館の整備 ◎児童館の子育て支援拠点化の推進【再掲】 <u>◎絵本読み聞かせ事業の実施【再掲】</u>	<u>子ども育成課</u> <u>子育て支援課</u>
②学童クラブの充実	学童クラブの内容充実に努めるとともに、障害のある児童も学童クラブに参加できるよう、努めます。	○学童クラブ事業の充実	<u>子ども育成課</u>
③放課後子ども総合プラン事業の推進	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。 また、学童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に努めます。	○放課後子ども教室の充実 ◎一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営	文化振興課 <u>子ども育成課</u> ・ 文化振興課

(5) ひとり親家庭の支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
<u>①相談体制の充実</u>	<u>ひとり親家庭の生活の安定や子どもの健全育成のため、母子等自立支援・婦人相談員や民生委員等と連携を図り、母子・父子家庭を問わず、生活全般についての相談</u>	○母子等自立支援・婦人相談員による相談の実施	<u>子育て支援課</u>

(4) 子どもの居場所の確保

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①児童館の充実	子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の利用拡大・周知と事業内容の充実に努めます。 また、午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、 <u>乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等の充実に努めます。</u>	○児童館事業の充実 ○児童館の整備 ○児童館の子育て支援拠点化の推進【再掲】	<u>子ども青少年課</u>
<u>②子ども食堂の推進</u>	<u>民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。</u>	<u>◎子ども食堂の推進</u>	<u>子ども子育て支援課</u>
③学童クラブの充実	学童クラブの内容充実に努めるとともに、障害のある児童も学童クラブに参加できるよう、努めます。	○学童クラブ事業の充実	<u>子ども青少年課</u>
④放課後子ども総合プラン事業の推進	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。 また、学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努めます。	○放課後子供教室の充実 ○一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の運営	文化振興課 <u>子ども青少年課</u> ・ 文化振興課

(5) ひとり親家庭の支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
<u>①子どもの権利養護</u>	<u>子どもの人権が守られるよう、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対策・アフ</u>	○母子等自立支援・婦人相談員による相談の実施	<u>子ども子育て支援課・福祉総務課</u>

	<u>に対応できるよう、ひとり親家庭の状況把握、支援の充実に努めます。</u>		
<u>②家事援助サービスの充実</u>	保護者の疾病時等における家事援助のため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。	○ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	<u>子育て支援課</u>
<u>③経済的支援の充実</u>	国や東京都との連携により、児童扶養手当等の支給に努めるとともに、ひとり親家庭等の医療費の助成を行います。 また、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けの利用促進を図ります。	○手当の支給 ○母子・父子及び女性福祉資金貸付の推進 ○ひとり親家庭等医療費の助成	<u>子育て支援課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	妊娠届出者に対する面接率	100%(H26)	維持(H32)
指標 2	「武蔵村山市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思える」 <u>小学生</u> 児童の保護者の割合(<u>子ども・子育て支援事業計画等</u> アンケート調査)	<u>65.4%(H26)</u> <u>(前期計画)54.6%</u>	<u>70.0%以上(H32)</u> <u>(前期計画)60%以上</u>
指標 3	認可保育所の入所待機児童数	30 人(H26)	0 人(H32)
指標 4	延長保育の実施保育所数	<u>10 か所(H26)</u>	13 か所(H32)
指標 5	病児保育の <u>実施箇所数</u>	<u>＝</u>	<u>1 か所(H32)</u>
指標 6	一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子ども教室の設置数	<u>＝</u>	<u>2 か所(H32)</u>

	<u>ターケアなどの支援を行うなど、きめ細かな対応を行います。</u>		
<u>②ひとり親家庭の支援</u>	保護者の疾病時等における家事援助のため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。	○ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	<u>子ども子育て支援課</u>
<u>③生活困難を抱える家庭の支援</u>	国や東京都との連携により、児童扶養手当等の支給に努めるとともに、ひとり親家庭等の医療費の助成を行います。 また、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けの利用促進を図ります。	○ひとり親家庭等医療費の助成 ○手当の支給【再掲】 ○母子・父子及び女性福祉資金貸付の推進	<u>子ども子育て支援課</u> <u>子ども青少年課</u>
<u>④外国人世帯の支援</u>	<u>国際化の進展に伴い外国につながる幼児の増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。</u>	◎ <u>保育所等入所申請書類等の外国語様式の作成</u>	<u>子ども青少年課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	妊娠届出者に対する面接率	100%(H26)	維持(H32)
指標 2	「武蔵村山市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思える」 <u>就学前</u> 児童の保護者の割合(<u>第二期</u> 子ども・子育て支援事業計画 <u>策定のための</u> アンケート調査)	<u>72.8%(H30)</u>	<u>75%以上(R7)</u>
指標 3	認可保育所の入所待機児童数	<u>56 人(H30)</u>	0 人(R7)
指標 4	延長保育の実施保育所数	<u>11 か所(H30)</u>	13 か所(R7)
指標 5	病児保育の <u>延べ利用人数</u>	<u>400 人(R)</u>	<u>500 人(R7)</u>
指標 6	<u>ショートステイの延べ利用日数</u>	<u>100 日(R)</u>	<u>150 日(R7)</u>
指標 7	<u>ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用件数</u>	<u>333 件(R2 年 1 月まで)</u>	<u>500 件(R7)</u>
指標 8	<u>子ども食堂の実施数</u>	<u>3 か所(R1)</u>	<u>5 か所(R7)</u>
指標 9	一体型の運営を行う学童クラブ及び放課後子ども教室の設置数	<u>11 か所(R2)</u>	<u>調整中です</u>
指標 10	<u>児童館親子ひろば利用者数</u>	<u>1,355 人(R1)</u>	<u>1,600 人(R7)</u>
指標 11	<u>学童クラブ保留児数</u>	<u>16 人(R1)</u>	<u>8 人(R7)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

4 生活支援

●現状と課題

生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などに資することとされています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を重層的に支えるセーフティネットが構築されました。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は子供の貧困対策に関する大綱を策定し、東京都は子どもの貧困対策計画の策定を進めています。

本市における生活保護の状況は、平成 20 年に起きた世界金融危機以降増加傾向を示し、平成 25 年 1 月末現在の 1,234 世帯 1,893 人をピークに減少傾向へと転じていますが、依然として高止まりの傾向が見られています(図 2-16 参照)。

反面、生活保護に対しては、制度を利用することにためらいを覚え、生活が苦しくとも生活保護を申請しない生活困窮者が潜在的に存在するとされています。

このような状況の中、本市では、市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応を図るため、ワンストップ型の相談窓口として、「市民なやみごと相談窓口」を設置し、相談体制の充実に努めています。

今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、子どもの貧困に関する対策を図る必要があります。

4 生活支援

●現状と課題

生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などに資することとされています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を重層的に支えるセーフティネットが構築されました。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は子供の貧困対策に関する大綱を策定し、東京都は子どもの貧困対策計画を策定しました。

本市における生活保護の状況は、平成 20 年に起きた世界金融危機以降増加傾向を示し、平成 25 年 1 月末現在の 1,234 世帯 1,893 人をピークに減少傾向へと転じていますが、依然として高止まりの傾向が見られています(図 2-16 参照)。

反面、生活保護に対しては、制度を利用することにためらいを覚え、生活が苦しくとも生活保護を申請しない生活困窮者が潜在的に存在するとされています。

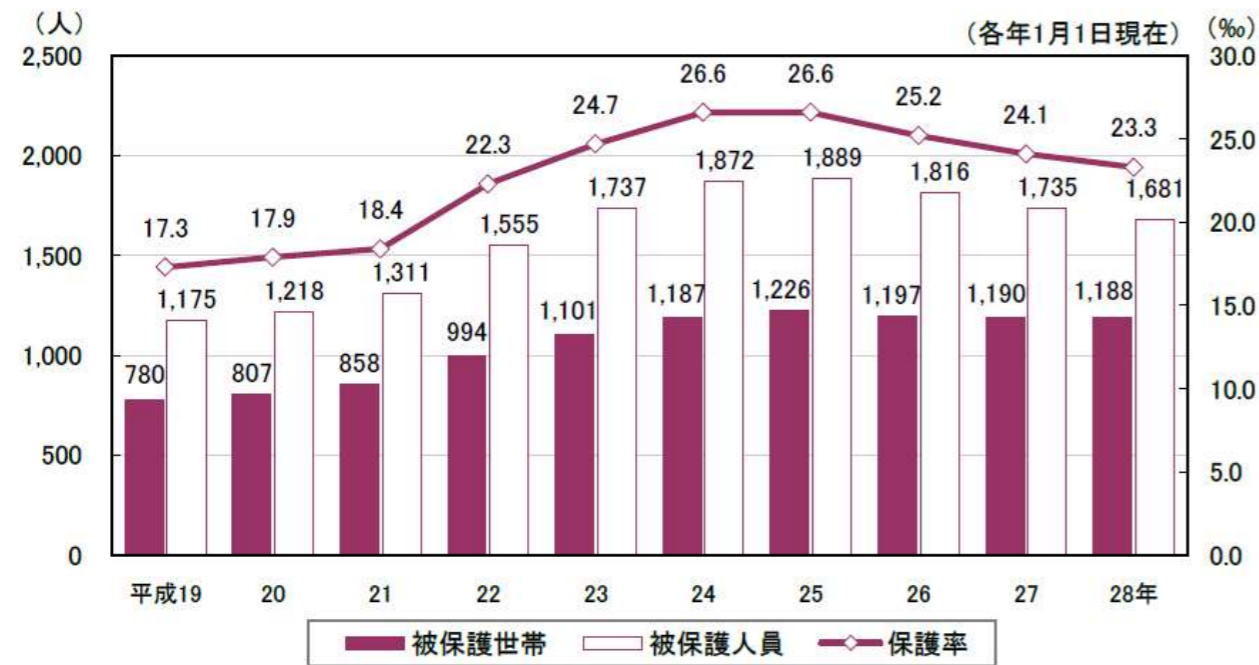
このような状況の中、本市では、市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応を図るため、ワンストップ型の相談窓口として、「市民なやみごと相談窓口」を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に努めています。

今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 2 年に策定した「子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困に関する対策を図る必要があります。

図 2-16 生活保護の推移

図 2-16 生活保護の推移

(各年 1 月 1 日現在)



出典 生活福祉課資料

グラフ作成中

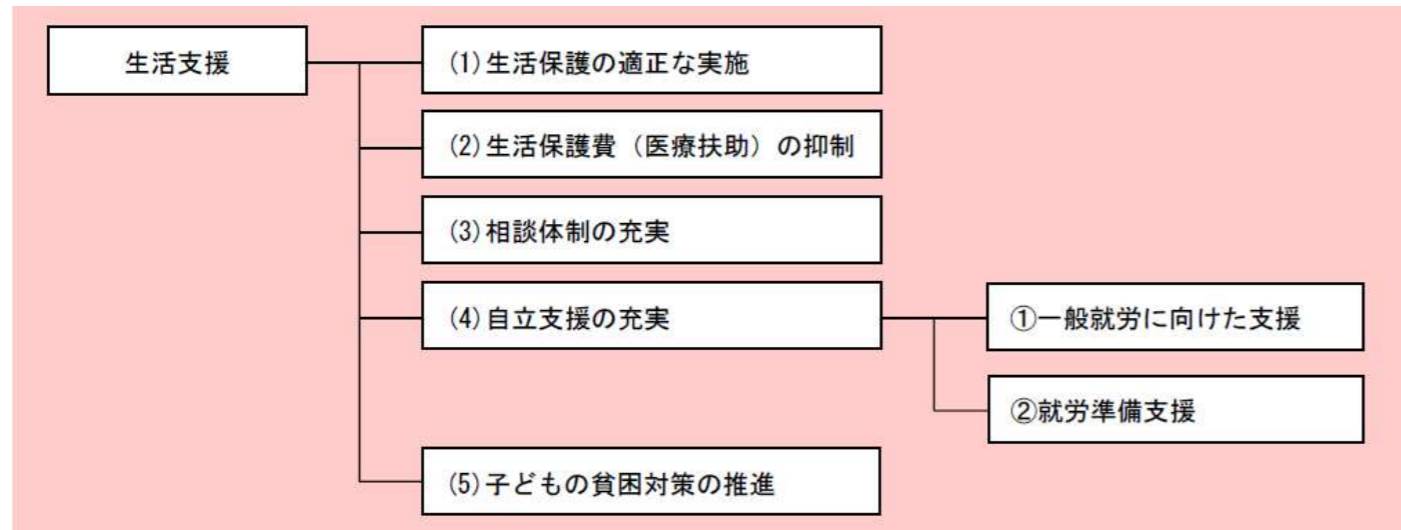
年	武蔵村山市人口(人)	被保護世帯(世帯)	被保護人員(人)	保護率(%)
29	72,238	1,194	1,698	23.5
30	72,489	1,219	1,733	23.9
31	72,546	1,218	1,711	23.6

●基本方針

生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図ることにより、対象者が早期に困窮状態から脱却することを支援します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困状況の改善に向けた取組を推進します。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 生活保護の適正な実施

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活保護の適正な実施	生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、不正受給の防止等により適正な保護の実施を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問を更に充実します。	○生活保護業務データシステムを活用した効率的な訪問の実施	生活福祉課

(2) 生活保護費(医療扶助)の抑制

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活保護費(医療扶助)の抑制	後発医薬品の使用促進、 <u>社会的入院者の退院促進等を実施して</u> 、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。	○レセプト管理システムを活用した医療費抑制 ○後発医薬品の <u>使用</u> 促進【再掲】	生活福祉課

●基本方針

生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図ることにより、対象者が早期に困窮状態から脱却することを支援します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困状況を早期に発見し、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援を総合的に推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 生活保護の適正な実施

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活保護の適正な実施	生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、不正受給の防止等により適正な保護の実施を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問 <u>及び日常</u> 生活支援を更に充実します。	○生活保護業務データシステムを活用した効率的な訪問の実施	生活福祉課

(2) 生活保護費(医療扶助)の抑制

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生活保護費(医療扶助)の抑制	後発医薬品の使用促進、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施等により</u> 、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。	◎ <u>被保護者健康管理支援事業</u> ○レセプト管理システムを活用した医療費抑制 ○後発医薬品の <u>利用</u> 促進【再掲】	生活福祉課

(3) 相談体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・相談体制の充実	生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談を受け付けて、問題解決の支援を図ります。	○相談体制の充実 ◎市民なやみごと相談窓口の充実	生活福祉課 <u>地域福祉課</u>

(4) 自立支援の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①一般就労に向けた支援	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の稼働能力及び就労阻害要因の状況を把握し、稼働能力のある人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努めます。	○生活保護受給者及び生活困窮者への就労の支援 ◎ <u>ひきこもり等の就労阻害要因を抱える者の自立支援</u>	生活福祉課・ <u>地域福祉課</u>
②就労準備支援	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。	◎就労準備支援プログラムに基づく日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援	生活福祉課・ <u>地域福祉課</u>

(5) 子どもの貧困対策の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困に関する課題に対応するため、 <u>関係課で組織する連絡会議を設置し、実態の把握方法の検討を行った上で、その対策等について取りまとめた子どもの貧困対応プランを策定します。</u>	◎子どもの貧困対応プランの策定	<u>地域福祉課・子育て支援課</u>

(3) 相談体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・相談体制の充実	生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談を受け付けて、問題解決の支援を図ります。	○相談体制の充実 ◎市民なやみごと相談窓口の充実	生活福祉課 <u>福祉総務課</u>

(4) 自立支援の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①一般就労に向けた支援	生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の稼働能力及び就労阻害要因の状況を把握し、稼働能力のある人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努めます。	○生活保護受給者及び生活困窮者への就労の支援	生活福祉課・ <u>福祉総務課</u>
②就労準備支援	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。	○就労準備支援プログラムに基づく日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援 ◎ <u>ひきこもり等の就労阻害要因を抱える者の自立支援</u>	生活福祉課・ <u>福祉総務課</u>

(5) 子どもの貧困対策の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困に関する課題に対応するため、 <u>子どもの未来応援プランに基づき、実態の把握や各種対策等に取り組みます。</u>	◎ <u>子どもの未来応援プランの推進</u>	<u>福祉総務課・関係各課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	<u>就労支援による生活保護脱却件数</u>	<u>25 件(H26)</u>	<u>105 件(H32)</u> <u>(H28 から H32 までの累計値)</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	<u>就労支援を受けた生活保護受給者の就労件数</u>	<u>57 件/年(R1)</u>	<u>68 件/年(R7)</u>

5 地域福祉

●現状と課題

核家族化、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来など地域社会の変容に伴い、ホームレス、配偶者等からの暴力、虐待、孤立化・孤独化などの地域における生活課題や福祉課題が複雑化し、公的な福祉サービスのみで対応することは、困難な状況となっています。

このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりが喫緊の課題となっています。また、増大する福祉ニーズに対応するため、複合的な課題を抱え、支援を必要とする人がワンストップ*1で相談できるような環境の整備が求められています。

本市では、各福祉分野(計画)を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として、「地域福祉計画」を定め、各種施策を推進しています。

今後も、本格的な人口減少の進展が懸念され、また社会経済情勢が大きく変化する中、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら進めていく地域福祉の推進が不可欠であり、市民と事業者と市が協力して、地域レベルで支え合うための体制づくりを一層進めていく必要があります。

図2-17 福祉施設位置図



出典 地域福祉課資料

5 地域福祉

●現状と課題

核家族化、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来など地域社会の変容に伴い、ホームレス、配偶者等からの暴力、虐待、孤立化・孤独化などの地域における生活課題や福祉課題は複雑化・多様化し、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、これら全てに公的な福祉サービスのみで対応することは、困難な状況となっています。一方で、事業者をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために、地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域住民等による新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、複合的な課題を抱え、支援を必要とする人がワンストップ*1で相談できるような環境の整備などの公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域の多様な主体が自らにできる事を考え、共通の目標に向かって課題を解決するため、地域福祉コーディネーターを活用した地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。

本市では、各福祉分野(計画)を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として、「地域福祉計画」を定め、各種施策を推進しています。

今後も、本格的な人口減少の進展が懸念され、また社会経済情勢が大きく変化する中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協力して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を一層進めていく必要があります。

図2-17 福祉施設位置図

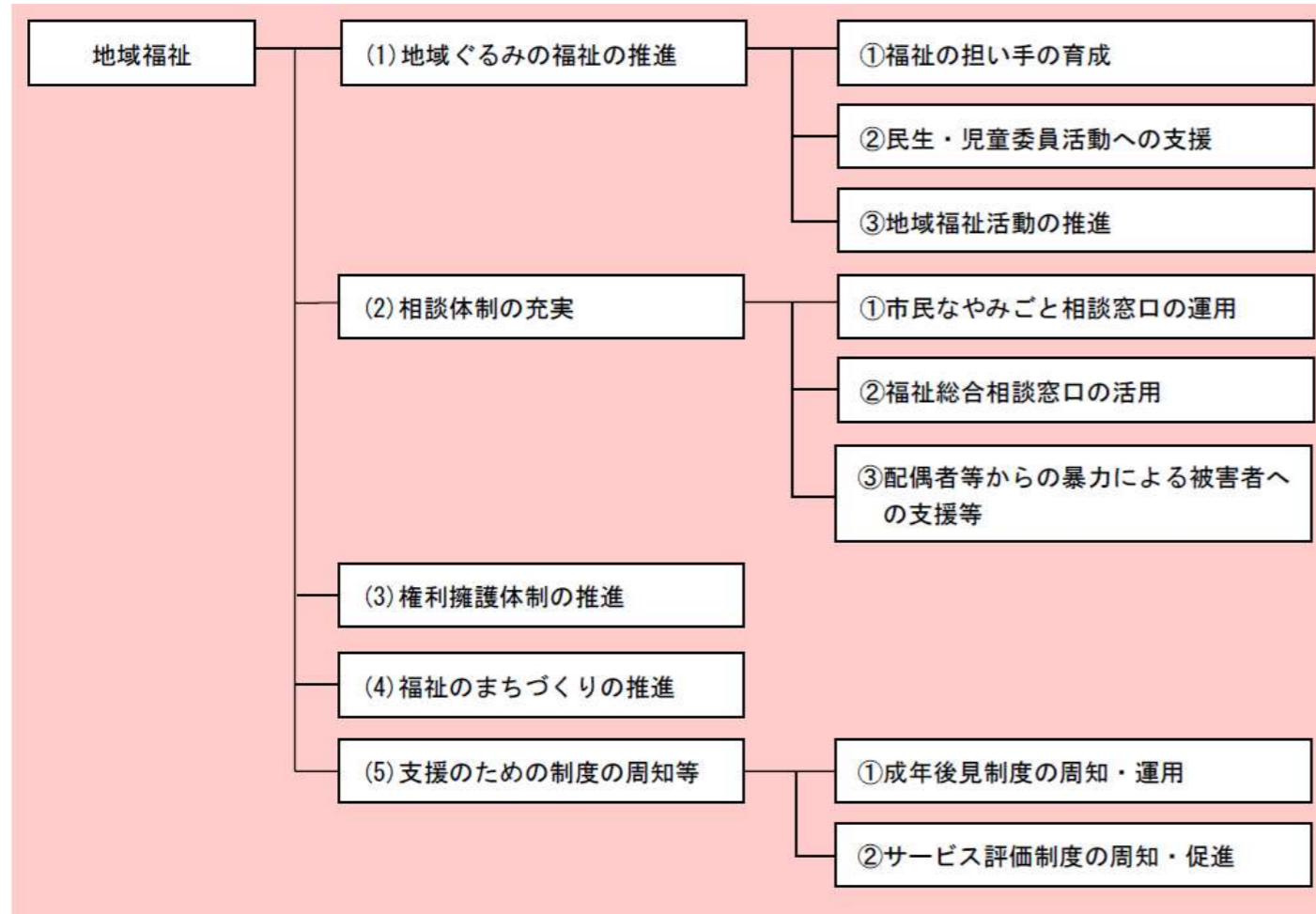


出典 地域福祉課資料

●基本方針

市民が各地域で安定した生活ができるように、市民の理解と積極的な参加の下、高齢者、障害のある人、子ども家庭、DV被害者などの横断的な地域福祉サービスを提供する体制の整備を推進します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第四次地域福祉計画(計画期間:平成28年度から平成32年度まで)

●施策の内容

(1) 地域ぐるみの福祉の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①福祉の担い手の育成	ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上に	◎介護職員初任者研修の実施 ○介護支援ボランティアの育成 ○ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 【再掲】	高齢福祉課 協働推進課

●基本方針

市民が各地域で安定した生活ができるように、市民の理解と積極的な参加の下、高齢者、障害のある人、子ども家庭、DV被害者などの横断的な地域福祉サービスを提供する体制の整備を推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第四次地域福祉計画(計画期間:平成28年度から令和2年度まで)

●施策の内容

(1) 地域ぐるみの福祉の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①福祉の担い手の育成	ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上に	○介護職員初任者研修の実施 ○介護支援ボランティアの育成 ○ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 【再掲】	高齢福祉課 協働推進課

	努めます。 また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。		
② 民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員活動を更に充実させるため、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討を進めます。	○ 民生・児童委員の担当区域の見直し	<u>地域福祉課</u>
③ 地域福祉活動の推進	地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した地域福祉活動の推進を図ります。	○ 社会福祉協議会への支援	<u>地域福祉課</u>

(2) 相談体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 市民なやみごと相談窓口の運用	生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」において、市民の抱える課題の解決の支援を <u>行います。</u>	◎ 総合相談業務の充実 ◎ 生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築	<u>地域福祉課</u>
② 福祉総合相談窓口の活用	社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。	○ 福祉総合相談窓口の利用促進	<u>地域福祉課</u>
③ <u>配偶者等からの暴力による被害者への支援等</u>	<u>配偶者等からの暴力の実態等</u> に関する市民等の理解を深めるため、 <u>DV</u> 相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、広報紙やホームページなど多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	◎ <u>DV</u> 防止啓発活動の推進 ○ 相談業務の充実 ◎ 庁内連携組織の設置	協働推進課・ <u>子育て支援課</u> <u>子育て支援課</u> ・関係各課

	努めます。 また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。		
② 民生・児童委員活動への支援	民生・児童委員活動を更に充実させるため、 <u>支援の必要な方や地域の実情を把握するために必要な情報の共有を図るとともに</u> 、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討を進めます。	○ 民生・児童委員の担当区域の見直し ◎ <u>独居高齢者名簿等の民生・児童委員活動に必要な情報の提供</u>	<u>福祉総務課</u>
③ 地域福祉活動の推進	地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した地域福祉活動の推進を図ります。	○ 社会福祉協議会への支援	<u>福祉総務課</u>

(2) 相談体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 市民なやみごと相談窓口の運用	生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる「市民なやみごと相談窓口」において、市民の抱える課題の解決の支援を行い、 <u>離職者等には就労支援及び就労支援事業を提供します。</u>	○ 総合相談業務の充実 ○ 生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築 ◎ <u>就労支援事業と家計改善事業の一体的な実施</u>	<u>福祉総務課</u>
② 福祉総合相談窓口の活用	社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。	○ 福祉総合相談窓口の利用促進	<u>福祉総務課</u>
③ <u>あらゆる暴力による被害者への支援等</u>	<u>あらゆる暴力の実態等</u> に関する市民等の理解を深めるため、 <u>DV</u> 相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、広報紙やホームページなど多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	◎ <u>DV</u> 相談窓口周知グッズの配布 ◎ <u>あらゆる暴力の防止啓発活動の推進</u> ○ 相談業務の充実 ○ 庁内連携組織の設置	<u>福祉総務課</u> 協働推進課・ <u>子ども子育て支援課</u> <u>子ども子育て支援課</u> ・関係各課

さらに、子どものいる家庭でのDVが心理的虐待にあたることを周知します。

(3) 権利擁護体制の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・権利擁護体制の推進	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について研究を進めます。	○権利擁護事業の充実	地域福祉課

(4) 福祉のまちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・福祉のまちづくりの推進	全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保及び道路、公園等公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいバリアフリーのまちづくりを推進します。	○バリアフリーの推進	関係各課

(5) 支援のための制度の周知等

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①成年後見制度の周知・運用	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成を行います。	○成年後見制度の周知 ○成年後見制度利用支援事業の運用	地域福祉課・ 高齢福祉課・ 障害福祉課
②サービス評価制度の周知・促進	福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。 また、福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。	○福祉サービス第三者評価制度の周知 ○福祉サービス第三者評価への助成	高齢福祉課・ 障害福祉課・ 子ども育成課

(3) 権利擁護体制の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・権利擁護体制の推進	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について研究を進めます。	○権利擁護事業の充実	福祉総務課

(4) 福祉のまちづくりの推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・福祉のまちづくりの推進	全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保及び道路、公園等公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	○ユニバーサルデザインの考 え方に立ったまちづくりの 推進	関係各課

(5) 支援のための制度の周知等

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①成年後見制度の周知・運用	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成を行います。	○成年後見制度の周知 ○成年後見制度利用支援事業の運用	福祉総務課・ 高齢福祉課・ 障害福祉課
②サービス評価制度の周知・促進	福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。 また、福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。	○福祉サービス第三者評価制度の周知 ○福祉サービス第三者評価への助成	高齢福祉課・ 障害福祉課・ 子ども青少年課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	福祉総合相談窓口の利用者数	55 人/年(H26) (前期計画)—	100 人/年(H32) (前期計画)50 人
指標 2	福祉サービス第三者評価への助成件数 (事業所数)	8 事業所(H26) (前期計画)1 事業所	9 事業所(H32) (前期計画)3 事業所

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	福祉総合相談窓口の利用者数	55 人/年(H26) (前期計画)—	100 人/年(H32) (前期計画)50 人
指標 2	福祉サービス第三者評価への助成件数 (事業所数) ※5年に1度の実施	<u>1 事業所(R1)</u>	<u>9 事業所(R7)</u>
指標 3	<u>あらゆる暴力の防止啓発活動(パネル展等の実施)</u>	<u>年 1 回(R1)</u>	<u>年 1 回以上(R7)</u>

第2章 **安心していきいきと暮らせるまちづくり**

第4節 暮らし

1 消費生活

●現状と課題

社会経済情勢の変化や情報化社会の進展により、消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルは複雑・多様化しています。特に、インターネットや携帯電話を利用した架空請求や高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しています。

本市においても、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、消費者への情報の提供や啓発を充実する必要があります(表 2-12 参照)。

表 2-12 消費生活相談の実施内容

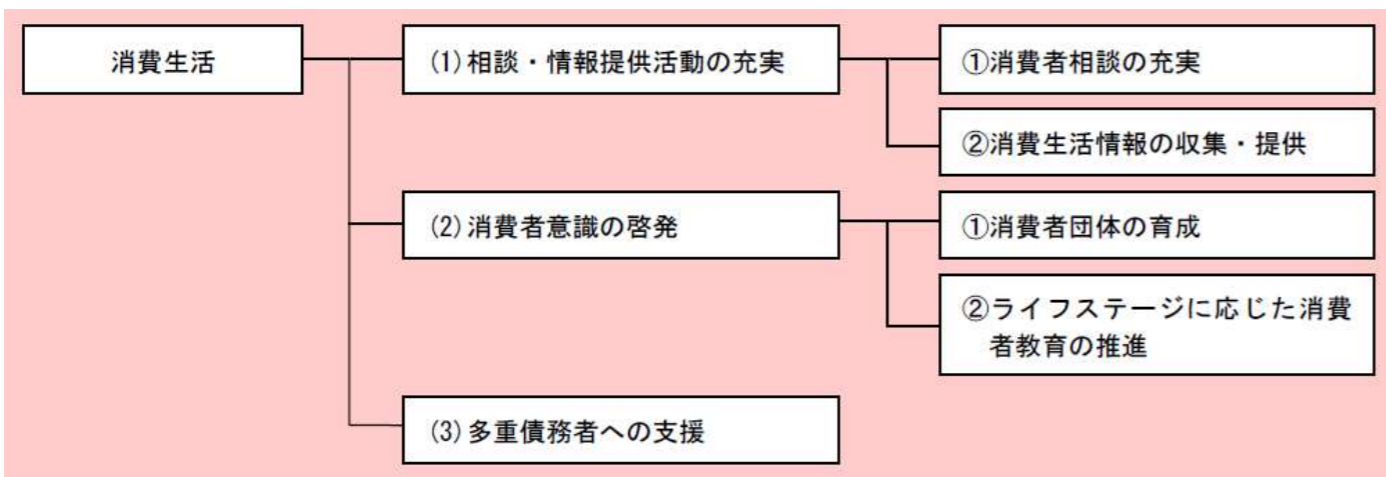
相談名	実施回数	相談員	対象	内容
消費生活相談	週3回	消費生活専門相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料

●基本方針

安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報の提供や相談体制の充実、消費者に対する啓発などの取組を推進します。

●施策の体系



第2章 **健康で明るく暮らせるまちづくり**

第3節 暮らし

1 消費生活

●現状と課題

社会経済情勢の変化や情報化社会の進展により、消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルは複雑・多様化しています。特に、インターネットや携帯電話を利用した架空請求や高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しています。

本市においても、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、消費者への情報の提供や啓発を充実する必要があります(表 2-12 参照)。

表 2-12 消費生活相談の実施内容

相談名	実施回数	相談員	対象	内容
消費生活相談	週4回	消費生活専門相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料

●基本方針

安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報の提供や相談体制の充実、消費者に対する啓発などの取組を推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 相談・情報提供活動の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費者相談の充実	個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。	○全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した消費者相談の実施	協働推進課
②消費生活情報の収集・提供	商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集・提供体制の強化を目指します。	○広報紙及びホームページ上での相談実例の情報提供 ◎消費生活パネル展の開催	協働推進課

(2) 消費者意識の啓発

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費者団体の育成	消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。	○消費者団体の支援	協働推進課
②ライフステージに応じた消費者教育の推進	<u>市民が賢い消費者となって、充実した消費生活を送ることができるよう、消費生活展などを通じて啓発活動に努めます。</u> <u>また、</u> 対象者の年齢や特性に応じて消費者教育講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。特に、 <u> </u> 高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して <u>高齢者の見守り</u> 活動を実施します。	○消費者教育講座等の実施 ○消費生活展の推進 ○地域による見守りネットワークの推進	協働推進課 協働推進課・高齡福祉課

(3) 多重債務者への支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・多重債務者への支援	関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。	○消費者相談の実施 ◎市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】	協働推進課 <u>地域福祉課</u>

●施策の内容

(1) 相談・情報提供活動の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費者相談の充実	個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。	○全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した消費者相談の実施	協働推進課
②消費生活情報の収集・提供	商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集・提供体制の強化を目指します。	○広報紙及びホームページ上での相談実例の情報提供	協働推進課

(2) 消費者意識の啓発

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①消費者団体の育成	消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。	○消費者団体の支援	協働推進課
②ライフステージに応じた消費者教育の推進	対象者の年齢や特性に応じて消費者教育講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。特に、 <u>若者や</u> 高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動を実施します。	○消費者教育講座等の実施 ○消費生活展の推進 ○地域による見守りネットワークの推進	協働推進課 協働推進課・高齡福祉課

(3) 多重債務者への支援

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・多重債務者への支援	関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。	○消費者相談の実施 ○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎東京都生活再生相談窓口等の関係機関との連携の強化 ◎家計改善事業の充実	協働推進課 <u>福祉総務課</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	消費生活展の参加者数	291 人/年(H26) (前期計画)352 人	500 人/年(H32) (前期計画)500 人
指標 2	消費者教育講座の参加者数	80 人/年(H26)	100 人/年(H32)

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
指標	消費者教育講座の参加者数	66 人/年(R1)	100 人/年(R7)

現行基本計画

次期基本計画案

2 雇用

●現状と課題

東日本大震災からの復興とデフレ脱却を目指した国の経済施策の影響により、平成 25 年 9 月以降、国内経済は回復基調にあります。雇用環境についても、完全失業率が改善するなど明るさが出ています(図 2-18 参照)。

一方で、就職者に占める非正規雇用の割合は、依然として半数を超えており、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。

本市においても、生活環境等の変化により多様な働き方を求める求職者に対し、安定した雇用以外にも状況に応じた様々な雇用機会の確保を図りつつ、就労に必要な知識や技術の習得、求職活動の支援を充実していく必要があります。

2 雇用

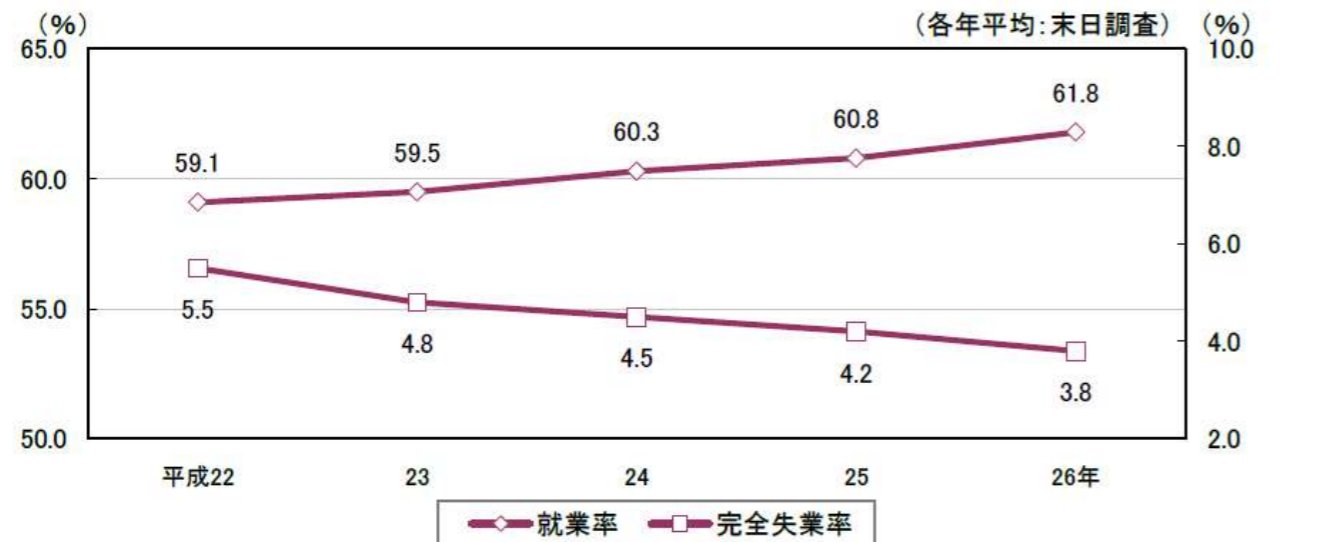
●現状と課題

令和元年度までは、雇用・所得環境の改善が続かなかで、各種施策の効果もあり、国内経済は回復基調が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内経済は極めて厳しい状況が続き、完全失業率が上昇すると見込まれる。(図 2-18 参照)。

また、就職者に占める非正規雇用の割合は、4割弱となっており、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。

本市においても、生活環境等の変化により多様な働き方を求める求職者に対し、安定した雇用以外にも状況に応じた様々な雇用機会の確保を図りつつ、就労に必要な知識や技術の習得、求職活動の支援を充実していく必要があります。

図 2-18 就業率・完全失業率の推移



出典 東京都総務局資料 (労働力調査)

●基本方針

市民の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充や就労に必要な知識、技術習得の促進、求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対し安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

図 2-18 東京都の就業率・完全失業率の推移

グラフ作成中

年	就業率	完全失業率
平成 27 年	62.1	3.6
28	62.3	3.2
29	63.2	2.9
30	64.7	2.6
令和元年	65.3	2.3

出典 東京都総務局資料

●基本方針

市民の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充や就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進、求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対し安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 雇用の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・雇用の促進	ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。 また、市民の雇用確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。 さらに、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。	○求人情報の提供 ○相談会の開催 ○シルバー人材センター活動の充実【再掲】 ◎市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ○障害者就労支援センターの運営【再掲】	産業観光課 <u>地域福祉課</u> 障害福祉課

(2) 就労のための学習機会の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・就労のための学習機会の充実	職業訓練機関等との連携により、求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。 また、女性の自分らしい働き方へのチャレンジを総合的に支援するため、セミナー等を開催することにより、女性の活躍推進の機運を高めます。	○職務能力向上、就労継続支援の実施 ○雇用環境・労働制度に関する情報の提供 ○相談会の開催【再掲】 ◎ウィメンズチャレンジプロジェクトの実施	産業観光課 協働推進課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 雇用の促進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・雇用の促進	ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。 また、市民の雇用確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。 さらに、高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。	○求人情報の提供 ○相談会の開催 ○シルバー人材センター活動の支援【再掲】 ○市民なやみごと相談窓口の充実【再掲】 ◎就労支援事業の充実【再掲】 ○障害者就労支援センターの運営【再掲】	産業観光課 <u>福祉総務課</u> 障害福祉課

(2) 就労のための学習機会の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・就労のための学習機会の充実	職業訓練機関等との連携により、求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。 また、女性の自分らしい働き方へのチャレンジを総合的に支援するため、セミナー等を開催することにより、女性の活躍推進の機運を高めます。	○職務能力向上、就労継続支援の実施 ○雇用環境・労働制度に関する情報の提供 ○相談会の開催【再掲】 ○ウィメンズチャレンジプロジェクトの実施	産業観光課 協働推進課

(3) 勤労者福祉の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①福利厚生 の充実	中小企業従業員の福利厚生の充 実を図るため、中小企業退職金共 済制度等の周知と利用促進に努め ます。 また、民間の福利厚生施設と公 的施設との相互利用について検討 し、余暇活動の充実と健康増進を 図ります。	○中小企業退職金共済制度等 の周知	産業観光課
②派遣労働者 やパート職 等への支援	正社員・職員以外の派遣労働者 やパートやアルバイト職で働く市 民の雇用環境の充実や待遇改善、 安定雇用へ向けて、関係機関とと もに企業などへの啓発活動に努め ます。	○待遇改善、安定雇用に向け た企業等への啓発活動	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	ウィメンズチャレンジプロジェクトセミナー 参加者数	—	120 人/年(H32)

(3) 勤労者福祉の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①福利厚生 の充実	中小企業従業員の福利厚生の充 実を図るため、中小企業退職金共 済制度等の周知と利用促進に努め ます。 また、民間の福利厚生施設と公 的施設との相互利用について検討 し、余暇活動の充実と健康増進を 図ります。	○中小企業退職金共済制度等 の周知	産業観光課
②派遣労働者 やパート職 等への支援	正社員・職員以外の派遣労働者 やパートやアルバイト職で働く市 民の雇用環境の充実や待遇改善、 安定雇用へ向けて、関係機関とと もに企業などへの啓発活動に努め ます。	○待遇改善、安定雇用に向け た企業等への啓発活動	産業観光課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	ウィメンズチャレンジプロジェクトのセミナ ー参加者数	<u>705 人(H30)</u>	<u>750 人(R7)</u>